

平成28年第2回定例会

長柄町議会会議録

平成28年 6月9日 開会

平成28年 6月10日 閉会

長柄町議会

平成28年長柄町議会第2回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号 (6月9日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
本吉敏子君	6
三枝新一君	22
鶴岡喜豊君	36
山根義弘君	46
川嶋朗敬君	64
○散会の宣告	78

第2号 (6月10日)

○議事日程	81
○出席議員	82
○欠席議員	82
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	82
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	82
○開議の宣告	83

○諸般の報告	83
○報告第1号の上程、説明	83
○承認第1号～承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○発議第1号の上程、説明、採決	120
○請願第1号、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○日程の追加	124
○発議案第2号、発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○同意第1号の上程、説明、採決	127
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○閉議及び閉会の宣告	129
○署名議員	131

平成28年6月長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月12日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成28年6月9日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成28年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成28年6月9日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
日程第 4 一般質問

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川嶋朗敬君 | 2番 | 鶴岡喜豊君 |
| 3番 | 池沢俊雄君 | 4番 | 三枝新一君 |
| 5番 | 本吉敏子君 | 6番 | 山根義弘君 |
| 7番 | 古坂勇人君 | 8番 | 関民之輔君 |
| 9番 | 大岩芳治君 | 10番 | 神崎好功君 |
| 11番 | 星野一成君 | 12番 | 月岡清孝君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------------|--------|-----------------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 鈴木誠一君 |
| 総務課長 | 蒔田功君 | 企画財政課長 | 白井浩君 |
| 税務住民課長 | 石井正信君 | 健康福祉課長 | 小林敬二君 |
| 建設環境課長 | 内藤文雄君 | 産業振興課長 | 若菜聖史君 |
| 会計管理者 | 大塚真由美君 | 教育長 | 佐川和弘君 |
| 学校教育課長
兼給食センター長 | 石井一好君 | 生涯学習課長
兼公民館長 | 松本昌久君 |
| 選挙管理委員会
書記 | 蒔田功君 | 農業委員会
事務局長 | 若菜聖史君 |
-

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一

議 会 書 記 安 部 吉 輝

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成28年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。

7番 古坂 勇人 君

8番 関 民之輔 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9日から10日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会は一問一答方式と従来方式の選択制を試行的に採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承ください。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

一般質問に入ります。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。5番、本吉敏子です。

初めに、熊本地震の発災から2カ月が経とうとしております。熊本県を襲った地震で被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

熊本県の益城町役場は6日、地震で被災した本庁舎に隣接するプレハブ、仮庁舎で業務を始められたと伺っております。また、被災者が一日も早く元の生活に戻れますよう、復旧、復興を願っております。また、いつ大地震に見舞われるかわからないという危険を改めて実感させられた今回の地震、我が家の災害への備えもこの機会にもう一度確認しておくことが大切です。

国土交通省は、6月は土砂災害防止月間と定められています。梅雨の時期に入りましたので危険箇所や避難経路を確認するなどの備えが必要だと感じております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3項目にわたって質問をさせていただきます。

1項目め、プレミアム付商品券について。

プレミアム付商品券は、2014年度補正予算に計上された地方創生のための交付金を活用したもので、昨年3月以降、全国各地で発行されました。交付金はプレミアム付商品券の割り増し分などに充てられ、内閣府によると市区町村全体の98.5%に当たる1,716市町村に配分されたようです。

購入額より1割から3割お得に買い物ができるプレミアム付商品券、大半の市町村が発行し、地域の消費拡大を促す効果を発揮しました。現在、事業の成果が相次いで公表されています。例えば、全国の政令指定都市では、同商品券をきっかけに、新たに生み出された消費額が割り増し分の最大4.4倍に上がりました。全国から集まった主婦の声の中には、行ったことのない店に行ってみたり、欲しかったものを買ってみたりと、気持ちがわくわくした。家計的にも助かりました。夫や子供たちも買い物に興味を持ってきて、家族で話題になり楽しかったと、主婦からの高い評価と喜びの声が寄せられました。

本町でも昨年、町制施行60周年記念の長柄町プレミアム付商品券を1冊5,000円で購入すると7,000円分の買い物に使えると人気を集まり、第1、第2次販売で予定数の6,000セットを完売されました。本町のプレミアム付商品券の発行により、地元消費の拡大、地域経済の活性化につながったと実感しております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目、費用対効果についてお伺いいたします。

2 点目、問題点についてお伺いいたします。

次に、2 項目め、18歳選挙権についてお伺いいたします。

昨年の6月、公職選挙法が改正され、選挙年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。今年の夏に予定されている参議院議員選挙から18歳選挙権が適用されることとなります。これにより、4月現在のデータによりますと、全国で約240万人、千葉県では約11万人、長柄町では約128人が新たに有権者になる見込みです。将来を担う若い世代の声が、これまで以上に社会に届くこととなります。これからの衆院選、参院選のほか、地方自治体の首長や議会の選挙などで投票できるようになります。

日本で選挙権年齢が変更されたのは、1945年に、25歳以上の男子から、現在の20歳以上の男女となって以来70年ぶりです。長らく日本で20歳以上とされた選挙権年齢ですが、世界的には18歳以上が潮流となっております。

国会図書館が昨年2月、198カ国・地域を対象に行った調査によると、18歳選挙権を導入する国は8割以上を占めています。経済協力開発機構に加盟する34カ国のうち、18歳選挙権を導入していないのは日本と韓国だけでした。

改正法案が成立されたので、18、19歳による選挙運動も可能となり、買収など重大な選挙犯罪にかかわった場合は、少年法の特例措置として成人と同様に処罰されると付記に明記されています。

また、今年の3月24日の衆議院の本会議では、選挙の投票日に、鉄道、また駅の構内や大型商業施設などに自治体が共通投票所を設置できるようにする公職選挙法改正案を可決しました。共通投票所では、これまでの投票所とは異なり、投票所がある自治体で、選挙人名簿に登録されている有権者であれば誰でも投票できます。

国政選挙では、今夏の参院選から適用されます。法案の柱は、共通投票所の解禁のほか、投票所に連れて入る子供の年齢を幼児から18歳未満に引き上げることや、自治体の判断で期日前投票の時間帯の拡大を可能にすることです。18歳選挙が実現する今夏の参院選を前に、若者の政治的関心を高める動きに注目が集まっています。少子高齢化が急速に進む日本で、若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力は低下し、社会の沈滞化につながってまいります。若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを積極的に進めることが重要です。直近の国政選挙では、60代と20代の投票率に半分以上も開きがあります。

若者の政治意識の低下が顕著になっています。昨年の衆院選も非常に低い投票率で、20代は年代別でも最低の投票率でした。今後、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票期間や

また、喪失や利便性の向上に向けた対策をとることが不可欠だと思います。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目、本町としてどう取り組んでいくのかお伺いいたします。

2点目、投票率を向上するための啓発普及はどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目、これからの小中学校の教育をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、3項目め、九州、熊本・大分地震について。

4月14日以降、九州、熊本、大分県で地震が頻発し、被害の状況が報道されました。2011年の東日本大震災の発生当時を思い出された方も多かったと思います。

本町でも、東日本大震災の経験を踏まえ地域防災計画を抜本的に見直され、このたび避難勧告等判断基準伝達マニュアル概要版が全戸配布されたところですが、間もなく2カ月を迎える熊本地震ですが、いまだ多くの被災者が避難生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。たび重なる余震を恐れ、将来への不安感で心身ともに大きな負担を強いられています。また、一般避難所での生活が困難な高齢者や障害者への支援が課題になっております。今では、メディアの報道が徐々に減っても、被災者の生活自体は何ら変わっていないケースがほとんどです。むしろ苦しみは深くさえなっています。一日も早く被災者が安心して生活できるよう、迅速な支援を求められています。

そこで3点お伺いいたします。

1点目、本町として九州、熊本、大分地震に対し、どのような要請があり、支援物資をされたのかお伺いいたします。

2点目、長柄町議会としましても、熊本県に救援募金をさせていただきました。本町として、どのように救援募金活動をされているのかお伺いいたします。

3点目、本町として、災害対策の強化をどのように考えているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1点目のプレミアム付商品券の費用対効果及び問題点についてのご質問でございますが、町制施行60周年記念の一環として、販売額3,000万円、プレミアム率40%、6,000セットを長柄町商工会が中心となり販売したものであります。

商工会では、本事業の実施に伴い、利用者アンケート及び取扱店に対しヒアリングを行っ

ておりますので、その結果を踏まえた答弁とさせていただきます。

費用対効果といたしましては、額面総額4,200万円に加え、商品券に現金を上乗せした買い物を含めると約1億円の消費が促進されたことや、新規利用のきっかけになったとのこととであります。

一方、問題点といたしましては、実施方法についてはおおむね支持されたものの、検討改善の余地があることや、取扱店の業種や取り組みの違いにより、売り上げにばらつきがあることが報告されております。

2点目の18歳選挙権のご質問につきましては、選挙管理委員会並びに教育委員会から答弁申し上げます。

次に、3点目の九州、熊本・大分地震について答弁いたします。

1点目の支援物資についてであります。4月23日に熊本県八代市の要請により、アルファ化米500食を避難所へ送付いたしました。

2点目の募金活動についてでございますが、4月18日から庁舎内に義援金募金箱を設置し、日本赤十字社千葉県支部を通して送金しております。

3点目の防災対策の強化についてであります。教育や伝承などによる、みずからの命はみずから守る自助、自主防災組織の強化や地域防災リーダーの育成などによる、自分たちの地域は自分たちで守る共助、そして公助の一体となった防災力の向上を図るため、長柄町防災設備等充実強化及び地域防災力向上の実施計画にのっとり、計画的に推進してまいります。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） 本吉議員の18歳選挙権のご質問にお答えします。

1点目の取り組みの状況ですが、先月の10日に本町に住所があり、本年度中に18歳になる方及び19歳になる方全員に、選挙に参加することができる年齢が18歳以上に引き下げられたことのほか、「必ず投票に行きましょう」というような啓発内容が記載されたパンフレットを送付いたしました。

2点目の投票率向上のための啓発普及についてですが、広報、ホームページ、防災行政無線などを通じ、18歳選挙権及び投票の啓発などを実施してまいります。

3点目の小中学校の教育ですが、選挙管理委員会といたしましては引き続き、選挙啓発ポスターや標語の募集を実施してまいります。

以上、本吉議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 本吉議員のご質問にお答えします。

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことで、これからの小中学生の教育をどのように考えているかということでございますけれども、現在、18歳選挙権年齢への対応については、文部科学省から高等学校生徒への副教材「私たちが拓く日本の未来」の提供など、具体的対応が明示されておりますけれども、小中学校については今のところ具体策の明示はございません。しかし、小中学校においても将来を見通して、対応する必要があるというふうに認識しています。具体的には、小学校では選挙権が18歳に引き下げられた事実をきちんと知らせるとともに、町行政、議会などの身近な事柄や、6年生での政治についての学習を通して、政治についての興味関心を高める教育活動が大切であるというふうに考えております。

また、中学校では、現代の民主政治の単元において、選挙の方法、選挙の課題、政党政治について学習しますが、より身近な学習課題として指導を深める必要があるというふうに考えております。

さらに、小中学校の児童会や生徒会活動では、役員選挙への取り組みの中で、演説会や投票への取り組みをより充実させることによりまして、意識を高めることが大切であるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、プレミアム付商品券についてお伺いさせていただきます。

先ほど、町長からの答弁にもありましたが、商品券購入者に対するアンケート調査、また参加店舗からの反響を踏まえての答弁だったということでお伺いしたと思います。具体的にこのアンケートの調査のもとにどんなアンケートの結果が出たのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

利用者に対するアンケートの内容でございますが、まず、プレミアム付商品券を購入され

たことが、あなたの町内での買い物やサービスのきっかけになったかどうかということが、まず1点お尋ねされております。これにつきましては、その内容を業種によりまして質問されておるわけですが、それには回答さまざま、ばらつきがございますので、個々には申し上げませんが、そのような質問が1点ございます。

それから、2つ目といたしまして、このプレミアム付商品券の発行の仕方など、それら事務的なことについてお尋ねしてございます。これにつきましては、申し込み方法、販売方法、世帯の購入限度、これについて3点ほどある中で、よい、よくない等の質問の中では、よいというのが、ほぼそれを占めてございます。

3つ目といたしまして、今回のプレミアム付商品券についてご意見をということで自由な回答欄がございまして、プラスの回答ということであると次回も期待するというようなことが記載されておまして、マイナスの面でございますと、取扱店が少ないとか、500円券、今回は1,000円でやってございますけれども、500円券があればよかったというような回答が得られてございます。

一方で、取扱店のアンケートでございますけれども、まず1点目といたしましてプレミアム付商品券の効果についてということで、6項目に分けて質問させていただいております。半分が、売り上げが増えたとか、新しい来店者、利用者があったというような、複数回答でございますけれども、そういったご意見や、逆を言いますと、余り効果がなかったというご意見もあったのも事実でございます。

2つ目といたしまして、これは、効果がなかったという方に対してのご質問でございますけれども、これについては少数でございますので、特にご報告は割愛させていただきます。

次に、プレミアム付商品券の事業は地域の消費喚起に役立ったかどうかというご質問でございますが、多くの方々につきましては、少しは役に立ったと、中立的なご回答が多かったということでございます。

その次に、商品券の発行や換金の仕方についてということで、先ほど利用者の方に対してと同様のご質問でございますけれども、これは多くの取扱店の皆様が、よいというようなご回答をなさってございます。

最後に、自由表現の欄がございまして、こちらにつきましては、先ほどの利用者の方のご意見にもありましたけれども、プラス意見といたしましては、次回も期待するというようなご意見、マイナスではやはり同様の500円券があったほうがとか、逆に余り効果がなかったというようなご意見が記載されておるところでございます。

以上でご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

今回、プレミアム付商品券を発行するのに当たり、各自治体では商品券の印刷代、今回、長柄町商工会もすばらしいチラシをつくったというふうに伺っております。また、商品券以外にも膨大な経費がかかっているというちょっとお話も伺ったんですけども、どのような状態だったのか、またどのぐらいかかったのかということがわかりましたら教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 印刷費の経費でございますけれども、印刷費の額といたしましては148万円ほど支出してございます。これにつきましては、今、議員がおっしゃいましたように、その商品券の実際の代金であったり、封筒の印刷、さらにはポスター、チラシ、これらが含まれているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほどもアンケートの中にもありました、商品券購入者、また参加店舗の方からもアンケートの結果の中にもありましたけれども、次回を期待するという、そういうお話があったと思います。今回のプレミアム付商品券の効果は明らかになったわけですが、今後、また本町独自のプレミアム付商品券の発行についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 予算も伴うことでありまして、これから今のご答弁をさせていただく中で、やはり私ども、さらに内容を分析いたしまして、どういう効果があるのか、本当に町民のためにどのくらい役に立つのかというようなことを再度庁内の中で、また関係者を含めて精査していく中で、その是非をこれから考えていきたいというふうに思っております。検討してまいりたいということでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 最後に、これは要望なんですけれども、最後に地域経済をさらに元気にするため、また、本町独自の戦略をしっかりと考えていただきながら、しっかりとまた、

今、町長の答弁にありましたように、しっかりと検討していただいて、町民の皆さんが元気になる取り組みを強く要望したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、18歳選挙権についてお伺いさせていただきます。

昨年の6月に法改正が行われ、また本町の選挙管理委員会の委員会というのは、先ほども蒔田課長のほうからお話がありましたけれども、委員会は何回開催されてこのような結果、また、今回パンフレットがぎょうせいというのが各18歳、19歳の方に対して送られてきましたけれども、実際、選挙管理委員会の委員会は何回開催されたのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

選挙管理委員会は、定時登録が3の倍数月、3、6、9、12とありまして、その中で検討、協議を重ねてきたものでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） その委員会で、また、どのようなことが決定されたのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） お答えいたします。

先ほど答弁申し上げたとおりですけれども、18歳、19歳に本年度になる方全員に、18歳以上に引き下げられたことが載ったパンフレット、あわせて選挙制度でありますとか、選挙には必ず投票しましょうとか、そういったことを記載したパンフレットを個別にお宅のほうへ郵送したところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 制度を昨年の6月にこの決定になっております。それ以降、もっと決めなければいけないことというのはたくさんあると思うんですけれども、その辺の話合いという、時間帯の件だとかというのはなかったんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） お答えします。

18歳選挙権に関しては、まず、18歳、19歳の方に周知することがまず第一ということで、さきの選挙管理委員会では若い人の選挙への参加ということで、立会人とかも若い人をお願いしようというような話で、今、当たっているところでございます。

また、今後は広報等を活用しまして、選挙時のそういった参加、立会人とか啓発とかそういったものについて、若い人も含めた方に参加していただくようなことを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほども発表させていただきましたけれども、若い方の投票率が非常に低いという、そういう結果が出ております。長柄町も年代別でしっかりと出ていると思いますので、しっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

次に、小中学校の義務教育についてということで質問させていただければと思います。

諸外国に目を移しますと、英国では中学校の段階で独立した教科として、政治教育のシチズンシップを必修化しております。スウェーデンでは民主主義の価値を子供に伝える学習に努め、学校に政党関係者を招いて討論会を開催したり、またアメリカでは時事の問題に対する教育を重視され、実際に選挙に合わせた模擬の投票が行われたりしております。

日本も、先ほども文部科学省の話がありましたけれども、文部科学省は9月には高校生に政治教育の副教材を配付する予定ということになっておりますけれども、小中学校の義務教育のときにどのような教育を考えているのかということで、先ほどもありましたけれども、もう少し具体的に取り組んでいったほうがいいと思いますが、その考えを教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

学校教育課長、石井一好君。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

選挙権年齢の引き下げの小中学校の教育について対応はということでございますが、公職選挙法は改定されましたけれども、学校教育法の体系は今のところ何も変わってはおりません。しかし、学校における政治や選挙等に関する教育については、現行の学習指導要領に基づき、小中高のつながりを意識して指導していくことが大切であるというふうに考えております。特に、政治的教養の尊重についてですけれども、教育基本法第14条に、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと規定されております。公民教

育としての政治教育の重要性を明らかにしております。

その政治的教養を育む教育につきまして、政治の仕組みや国民主権などについて、小学校6年生の社会科及び中学校について社会科公民的分野において扱うことになっております。小学校6年生では、政治の仕組みについて学習し、国会での話し合いは国民の代表者として選挙で選ばれた議員によって進められること、選挙権は国民が政治に参加するための大切な権利であることを学びます。また、中学校では国民の代表を選ぶ選挙について学び、選挙の意識と課題について学習しております。さらに、日本国憲法の学習を通じて、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の原則について学習をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほどの答弁と同じだったと思いますけれども、例えば今まで子ども議会を提案させていただいたりとか、何度もさせていただきました。以前の答弁では、学校の授業時間がなかなかとれないようなことでしたが、その後町長との懇談の折には、また生徒たちとの懇談の場をつくっていききたいとのご意見もいただきました。

そこで、再度子ども議会もしくは議会の見学をしていただくなど、政治教育、政治学習を提案したいと思っておりますけれども、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） ご質問にお答えいたします。

小中学校においても、将来を見通して対応する必要があることは先ほど教育長が答弁されたとおりでございます。公職選挙法の改正は、若い人の意見を現在と未来の我が国のあり方を決める政治に反映させていくことが望ましいと、その意図に基づくものであります。つまり、国家、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実が、今まで以上に求められていると考えております。そのためには、政治的中立性に配慮しつつ、身近な町のあり方等について意見を交換する場の設定は必要であると思っております。

文部科学省は今年度中に改正法の周知と、学校教育における対応について説明会を実施する予定になっております。また、今年度中に骨組みも明らかになる予定であるという情報を承っているところであります。新指導要領の内容も参考にしつつ、今後の対応を考えていきたいというふうに思います。

子ども議会につきましては、特別な枠組みとしてではなく授業の一環として取り組める効

果的な方法として、子ども議会を含めて、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、子ども議会は検討していただきたいと思います。もしそれが、何度も今までも検討していただいていたと思いますが、小中学生が町政や町づくりに参加する機会を増やし、また、社会の参加意識を高めたり、また若者会議みたいな、そういう形でも構いませんので、すぐできないということでありましたら、そういうような体制を考えていただければと思います。また、若者の政治参加や投票率の向上につながるように期待したいと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思いますので、これは要望ですので答弁はいいです。

最後に、九州、熊本・大分地震について再質問をさせていただきます。

今回、本町では熊本地震の被災者に対する町営住宅の無償提供をされておりますけれども、現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） 現在、町営住宅4戸、被災者に対して開放しておりまして、県のホームページで周知していただいているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） まだ、問い合わせ等はないということですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現在のところ、問い合わせ等はございません。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今回、総合計画の中にあります、防災体制の充実では、地区、地域を単位とした自主防災組織の設置と組織の育成を推進とありますが、平成21年度から補助事業が開始されて、対象自治会組織48団体中、現在の自主防災設置率はどのくらいなのかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） 自主防災組織の組織率でございますが、現在、町内自治会を対象に設置をお願いしてございまして、現在48自治会中29自治会、割合といたしますとおおむね6割でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、事務連絡班の8班については、今後どのように考えているのか伺いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほど答弁したとおり、自治会が6割ということで、まずこちらについて全自治会をお願いすることを最優先課題としまして、並行して自治会に加入されていない方々の自主防災組織等の設置について、現在検討しているところでございます。こちらについてもあわせて急いでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、事務連絡班に所属されていない方たちに対しても、どのような配慮を考えていくのかということで、しっかりと課題を検討していただきたいと思います。また、今年度はどのぐらいの設置を目標にしているのか。また、地域の実情もあると思いますが、設置に対するメリットを促すための広報以外の啓発等をどのように考えているのか伺いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） 答弁申し上げます。

できれば、29残りがあと19ございます。まとめてでももちろん構わないんですけども、こちらについては個別にお願いを始めている状況でございます。中には、うちの自治会はちょっとというところもあるんですけども、自主防災組織の意義をできるだけご理解いただきながら、全自治会の自主防災組織設立をお願いしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 出前出張講座等で役場の職員がいらっしゃる方の自治会だとかは、どんどん進んでいらっしゃると思うんですが、なかなかいらっしゃらないところだとかというのは、規約だとかいろいろと問題があると思いますので、できればこちらからしっかりと出前出張講座で伺いながら考えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。これは要望です。

4月1日に、障害者差別解消法が施行されましたけれども、障害者への差別禁止や、配慮などが義務づけられましたけれども、福祉避難所の受け入れ態勢など、本町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） 災害時の要援護者の関係ですけれども、現在、要援護者名簿について、民生委員さんのご協力をいただいて整備しているところでございますけれども、こちらについても、各年更新の作業をしてございます。その後の対応について、個別計画が当然必要になりますが、福祉避難所の運営につきまして、個別計画につきまして、現在急いでいるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、早目をお願いしたいと思います。

次に、ボランティアの育成と活用を推進しますとあります。現在、本町のボランティアリーダー、先ほども答弁の中にありましたけれども、コーディネーターは何人いらっしゃいますか。また、その活動、講習、どんなことをされているのかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） 防災コーディネーターの関係ですけれども、現在、役場の中にはおりません。こういった防災活動の中心となるリーダーは、特に被害が大きくなればなるほど、その重要性は大きいと思いますので、先ほど申し上げました自主防災組織の設置率を高めると同時に、地域のリーダーの方、そういった中から要請、発掘していかなければいけないというふうを考えております。そのためには、防災講習等を実施して、その中で防災コーディネーターの育成を図るべく計画を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 長柄町地域防災計画の中にもありますので、ボランティアがいらないということではなく、これは早急につくっていかなければいけないと思います。何かあつてからでは遅い。また、今回、熊本地震の中でも、ボランティアを要請するに当たりまして、受け入れ態勢がきちんとできていなかったということがありました。ですので、これは早急に考えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

今回の九州熊本地震でもありましたが、支援しようと思っても、受け入れ先が決まらない。また、今回ちょっと遅く、本町からの支援物資も遅くなったと思いますけれども、災害時に支援物資などを供給してもらうための協定を各自治体に今から働きかけ、締結することを提案いたしますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 災害時の協定につきましては、既に千葉県及び県内市町村とは協定を結んでおりますが、熊本のように県の広い範囲で被災した場合等のこともありますので、その他民間企業との二、三協定を結んでおりますけれども、そういった食料あるいは水、輸送も含めて、いろんな関係機関とそういった協定について調査して進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 各自治体と協定を結んでいるということで、この近隣市町村ではなく、また、各違う都道府県というか、そういうところと、姉妹都市じゃないんですけれども、そういう形で協定を結んでおくということはとても大事なことだと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2011年の東日本大震災では、例えば避難所でトイレが男女共用である。また、着がえスペースや授乳スペースがないなど、避難所生活において女性への配慮が十分でなかったとの要望が多く寄せられておりました。女性の目線で、女性や子供、高齢者などのニーズを反映した取り組みについて、私も提案をし、緊急速報メールの配信や、また、備蓄品の中に女性用の備品、また、乳幼児のおむつなども盛り込まれてきました。ですが、防災会議への女性の積極的参加、また、広域市町村圏組合に機能別消防団員の導入を前にも提案をさせていただきましたが、本町としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

防災会議については、現在も男性だけというような状況で、その背景には、関係機関に委員を依頼しているような状況の中で、その所属の長の方が、男の方が多いということで、現在、男の方しかおりません。かつて女性がいたケースも1回あったんですけども、それは保健所の所長が女性だったとき1回だけでございます。ついては、女性委員を委員として登用できるような条例改正は進んでおりますので、自主防災組織あるいは関係団体、ボランティア団体、あるいはそういった中から女性の方にもぜひ参加していただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の機能別消防団ですが、こちらについては消防本部とも話をしておりまして、現在、消防本部のほうでも女性、当面管内の商工会に関連している方々を取っかかりにそういった機能別消防団について設立に向けて調査していると伺っております。併せまして、中学生の防災教育、消防団への理解等についても学校当局にも働きかけていくような考えを聞いております。子供のときから消防団あるいは消防活動、防災活動の重要性を理解していただくことがとても重要だというような認識で、市町村も同じように考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ、前向きに、早目をお願いしたいと思います。

最後に、これは要望なんですけれども、今、全国どこでもいつ大地震に見舞われるかわからないという危機を改めて実感させられました今回の地震であります。この機会に、家族の中で、また常日ごろから災害に備えることの重要性と、災害対策について話し合っていくことが大事だと思います。事前に考えておけば、いざというとき、より落ちついた行動をとることができると思います。

また、災害の発生に備えて、本町では避難生活に必要な物資を備蓄しております。役場、また役場内の日赤、また保健センター脇の倉庫、旧長柄保育所、旧水上小学校、長柄中学校、都市農村交流センター、皿木青年館、千葉市少年自然の家の9カ所防災備蓄倉庫がありますが、これらの物資がすぐに届かなかったり、救援物資もすぐに届かない場合が考えられますので、各家庭でも最低3日以上の水や食料等、避難生活に必要な物資を備蓄し、そして災害の拡大を防ぐためには、近所で助け合う近助が大事だと思っております。近隣との日

ごろの対話の中で、いざというときに助け合える環境をつくっておくこと、今後もいつ発生するかわからない自然災害に備え、自助、共助、公助のもと、防災対策に努め、女性や子供、高齢者などのニーズを反映した公共施設のバリアフリー化、また緊急車両の入れない町道等の対策など、安全・安心な町づくりをさらに推進していただきたいと強く要望いたしますので、今後よろしくお願ひ申し上げます。要望です。よろしくお願ひします。

以上をもちまして終わりにしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時02分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの本吉敏子君の質問を終わります。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 次に、4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） こんにちは。4番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様方にはお忙しい中、なお足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。

先ほどの本吉議員と重複しますが、4月の九州熊本地震では、49名という尊い命が失われ、1名の行方不明者があり、現在でも多くの方々が避難生活をされております。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、早期に復興されることを願っております。

時間の経過は早いもので、長柄町議員になりましたはや10カ月が過ぎようとしています。これまでの10カ月間、いろいろ勉強させていただいております。これからも諸先輩方のご指導をいただき、頑張ってまいりますので、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

昨年12月の平成27年の第4回定例議会で要望等いたしました町道1203号線、力丸十字路から国府里方面の通学路ですが、その路側帯の白線の復帰、倒竹の伐採、町道1258号線、別所から大加場へ抜ける道でございます、の通学路の倒竹の伐採及び町道1249、1250号線、や

じさんから茂原街道に行く道でございます、の通学路の着色の復帰等、執行部の早急の対応に感謝いたします。通学児童が大変喜んでいたことを、この場をお借りしてお伝え申し上げます。どうもいろいろありがとうございました。

それでは、議長のお許しを得ましたので質問に入らせていただきます。

1 項目め、茂原長柄スマートインター完成後の隣接道路の形態について質問いたします。

平成32年の完成を目指し、茂原長柄スマートインターの計画が着々と進行中であります。なお、用地買収も本年中に完了し、平成29年1、2月より本工事前の準備工事が開催される予定と聞いております。スマートインター完成が徐々に現実味を帯びてまいりました。スマートインターが完成しますと、隣接する同自治会の力丸十字路等は整備され、隣接する道路もさま変わりすると思われまます。

そこで3点お聞きします。

1 点目、力丸十字路町道1203号線と町道1457号線の道路の形態はどのようになるのかお聞かせください。

2 点目、町道1457号線、茂原市の境界より飯尾方面の道路です、の道路形態はどのようになるのかお聞かせください。

3 点目、町道1203号線、力丸十字路より、国府里方面の道路でございます、の道路形態はどのようになるのかお聞かせください。

次に、2 項目めの町民バス等の運行について質問いたします。

町民バスは、平成13年4月から8路線で運行を開始し、同年10月から1路線減らし7路線とし、平成22年4月から1路線減らし、6路線となり現在に至っておりますが、利用者が少なく、空気バスではないかと多く耳にします。

そこで3点お聞きします。

1 点目、過去5年間、平成27、26、25、24、23年の利用者数及び利用目的等をお聞かせください。

2 点目、今後、町民バスの運行方法をどのように考えているのかお聞かせください。

3 点目、町民バスとデマンド型交通、バスまたはタクシーとの併用またはデマンド交通に切りかえる考えはあるのかお聞かせください。

3 項目め、自家用有償旅客運送制度について質問いたします。

さきに質問いたしました町民バス運行の中で、デマンド型交通についてお聞きしました件と類似していますが、本制度は自家用自動車、白ナンバーですが、での有償運送ができる制

度でございます。

既に、人口減少等による過疎化、急激な高齢化等が現実化しております。よって、今後、町民の運送手段として、自家用有償旅客運送制度の利用の検討を提案いたしますが、いかがでございましょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

1点目の茂原長柄スマートインターチェンジについてのご質問でございますが、去る5月12日に、茂原市役所において開催されたS I C周辺道路網整備促進協議会及び地元自治会長などから構成されるS I C地区協議会において全議案が承認され、その後、S I C事業の経過報告がなされ、今年度中に道路用地の買収や関連工事に着手すると伺っております。

この計画を受け、町ではアクセスする町道の道路改修工事を計画しておりますが、12月定例会のご質問の際にお答えしたとおり、力丸十字路への信号機の設置は、残念ながら極めて難しい状況でございます。町といたしましては、S I C供用開始に向け、信号機がなくても安全な交差点となるよう環状交差点の設置を検討しており、現在、千葉県公安委員会と協議しておるところでございます。

環状交差点とは、信号機の設置が不要で、車両の通行する部分が環状型、いわゆるドーナツ型の交差点となっており、車両がその部分を時計回りに通行することが指定されているものであります。この環状交差点は、ご案内のとおり欧米では広く取り入れられており、重大な事故も、その防止に大きな効果を発揮しているという報告もあります。県公安委員会によりますと、千葉県内では道路交通法改正後の初めての協議であるとのことでしたので、安全に配慮した交差点のイメージが印象づくものと考えております。

今後とも、県警との協議を継続し、交通量の増加に対応した安心・安全な道路づくりに努めてまいりたいと存じます。ぜひともご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、力丸十字路から千代丸消防機庫へ通ずる町道1457号線の道路計画についてでございますが、標準的な幅員構成は、片側2.75メートルで、2.5メートルの歩道が住宅側につき、全幅で9.75メートルであります。道路法上の位置づけでは、道路区分第3種第4級、設計速度40キロメートルの道路規格で設計しており、先ほどの交差点とあわせ、県公安委員会と現在協議中であります。

また、国府里方面へ通ずる町道1203号線の道路計画につきましては、先ほど申し上げました町道1457号線の進捗状況や、国の補助事業として採択されるタイミングなどを総合的に判断し、実施計画に位置づけていきたいと考えておりますので、ぜひともご理解賜るようお願い申し上げます。

次に、町民バス等の運行についてお答えいたします。

1点目の過去5年間の利用者数及び利用目的についてであります。まず利用者数につきましては、平成23年度が年間延べ5,183人、24年度は5,433人、25年度は4,913人、26年度4,375人、27年度4,207人となっております。

利用目的につきましては詳細に把握しておりませんが、乗降場所から福祉センターへの利用、こども園の送迎、町内医療機関への通院、路線バスへの乗り継ぎ、そのような割合が多いものと思われまます。

次に、今後の町民バスの運行方法、新たなデマンド型交通の導入、また自家用有償旅客運送制度の検討についてのご質問でございますが、平成13年からスタートしたこの路線定期型交通、このバス事業は現在16年目を迎えておりますが、先ほどのとおり、年々利用者数が減少しており、まさに今、新たな交通体系を模索している状況でございます。

ご承知のとおり、この2月には地方創生加速化交付金によるデマンドバスの事業化に向けてご説明させていただいたところでございますが、残念ながら、国からの答えは不採択という結果となってしまいました。補助事業が否となった今、改めまして本町の交通体系の問題をどう解決するか、議員皆様からのご質問にあるデマンドなど幾つかの運送方法も含めまして、ゼロベースで検討するところから始めたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、巡回バスにかわる長柄町に合った新たな公共交通体系を今年度中にぜひとも模索していき、できれば来年に向けて一定の方向性が示されればと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、三枝議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、自席から失礼いたします。

1点目でございますが、今、町長からお話がありました、昨年の第4回の定例議会のときに、私質問させていただきました。1時間に200から300台、通行量ですとちょっと厳しいというお話で、今の回答ですと、もう信号機はだめだという考え方でよろしいと思うんですが、それにかわる方法をその時点にお話しになったと思いますが、それが今おっしゃっていた環

状交差点、横文字で言いますとラウンドアバウトというところになると思うんですが、こういう認識でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○4番（三枝新一君） それでは、ラウンドアバウトについて何点かお聞きしたいと思います。

その前に、ラウンドアバウトを私なりに調べたことがあったのでちょっとお話ししたいと思いますが、十字路交差点の真ん中に、今、町長がおっしゃったドーナツを置いたというイメージで交差点がなると思います。その真ん中のドーナツの空洞部、ここが島、俗に言う中央島という形になると思うんですが、その周りの、我々が一般に食べている、食べられる場所に車が走るということになっていまして、それに附属する道路に、ドーナツの中を回りながら進入、進出していくというふうな考えかと思うんですが、それで、ラウンドアバウトというものの概要は、私が調べたところでは3種類あります。その中の1点目が、ミニラウンドアバウトというものがございます。これは、中央島乗り上げ可能と言っているそうなんです。2点目が1車線ラウンドアバウト、これは中央島には乗り上げできないということですね。3点目、多車線ラウンドアバウト、ということは1車線じゃなくて2車線、3車線というようなものになると思うんですが、こういうものの3点の中から、どの形態を今回のラウンドアバウトについて基本にしているのかちょっとお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） 三枝議員さんのご質問にお答えいたします。

ラウンドアバウトにつきましては、議員さんのおっしゃるとおり、ドーナツを置いたような形状であるということで、その大きさや交差点の形状によりまして、ミニラウンドアバウト、またターボラウンドアバウト、マジックラウンドアバウトなどいろいろな呼び方がございます。また、議員さんが言われたように、中央島の外形や交通量によりまして、ミニラウンドアバウト、1車線のラウンドアバウト、多車線のラウンドアバウトということで分類されております。しかしながら、この制度が法施行から間もないことから、国内での明確な呼び名の基準というのは今のところないということになっています。

そこで、ご質問の力丸十字路についてでございますが、この十字路につきましては、ほぼ交差点が直角ということと、1日当たりの交通量が1万台未満ということですので、現在の国のガイドラインでは、中央島の乗り上げを前提としない1車線のラウンドアバウトということで定義されておりますので、この定義に従って今のところ計画を立てているところでござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

それでは、私の思っていた回答だったんですけども、ちなみに、そうしますと交差点の大きさが問題になってくると思うんですが、ドーナツの真ん中の島の直径、それから外側の車の通る直径、これを引きますと当然、車が通れる車幅になると思うんですが、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまの幅員の構成につきましては、中央島の大きさにつきましては、まず、道路用地が過大に必要にならないよう経済的な面も配慮いたしまして、普通自動車、ここで指しています普通自動車というのは、通常道路で走っております12メートルの長さの車を基本として設計いたしまして、直径12メートルの中央島の大きさでございます。その周りの間道という部分でございますが、車が走る部分は基本的には5メートルと1.5メートルのエプロン部というのがありますので、その部分を踏めばトレーラーも展開するスペースが確保されているということで、全体の外形では27メートルで予定させていただきます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、課長のほうからお話がございます、1車線ラウンドアバウトの外形というのがほぼ27メートルというのは書物でも書いてございます。私が心配していたのは、インターからおりてくる車が、今おっしゃった12メートル、普通考えますと観光バス程度の大きさだと思います。これが真っすぐインターを通りまして、この先の十字路を通りまして茂原街道に向かう、これが全てじゃないと思うんですね。当然力丸のほうに入ってくる大型の、俗に言う今おっしゃっていた普通ですね。我々は大型だと思うんですけども、それが通れないのであれば、全然意味がないというふうに考えておったものですから質問したわけなんですけれども、そういう専門家等と相談しながら考えておったと思うんですが、その辺また重々考えていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次は、それに附帯するんですが、現状、真ん中にドーナツがありまして、その脇

に前後左右から道路が入ってくるわけです。そうしますと、当然そこは車だけじゃなくて歩行者も通るはずですよ。毎分じゃないかもしれませんが、住民かあるいは何らかの形でそこを通行される歩行者がおると思うんですが、その横断歩道についてどういうふうな考えをお持ちかお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのラウンドアバウトにおける横断歩道の位置でございますが、最低でも2カ所には必要ということで伺っておりましたが、議員さんおっしゃられるように、将来の交通量の増加などにも対応できるよう、4方向の全てに横断歩道を設置いたしまして、歩行者の安全対策に万全を期したいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

ちょっと前の私どものところの説明ですと4カ所というお話を聞かなかったものですから、ここで再度お聞きしたかったということで、当然道路ですので、人間が横断する、人命第一ですので、その辺も重々考えていただいて必要な方法を考えていただけたらというふうに思っています。

それで、ラウンドアバウトばかりやっていると時間がなくなってしまうものですから、申しわけありません。

それで、また、さっきも言いましたけれども、来年早々には工事が始まるという話を聞いてございますので、それまでに結構時間がないようであるのかわかりませんが、これだけは言っておきたいのは、地元住民の皆様の意見を十分に聞いていただいて、その意見を反映させていただくということを切にお願いしたいと思います。いかんせん、交差点につきましては、私も含めてでしょうけれども、ラウンドアバウト、環状交差点、全然経験もないし、ただ絵に描いた餅でしかございません。ですので、その辺も十分に説明していただいて、理解してもらいながら、工事も進めていっていただきたいというふうに考えますので、私も地元でございますので、微力ではございますが、完成するのを期待しまして、これ完成しますと、道交法が改正されて26年9月に施行して、それまでは試行的にやった箇所は3カ所あると聞いておるんですが、初めての交差点になります。それで、県も初めてですので多方面からいろいろ注目を浴びたり、あるいは力丸という自治会の名前、強いて言えば長柄町

という名前まで結構PRになると思いますので、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思ひますので。

次、行きます。2点目でございます。

今、町道の件で飯尾のほうに行く道路の件についてでございますが、これを山側に側道をつけるというお話でございました。当然、この道路も現状より形態が変わると思うんですが、変わりまして見通しもよくなったり、いい面ばかりじゃないと思うんですね。逆に言うと、道路がよくなるということは車のスピードも出しやすいと。今、町長おっしゃいましたけれども、40キロの規制道路にするという話でございますので、その辺を強くお願ひいたします。

それと、素人考えで申しわけないんですけども、歩道を自転車も通れる、そういう道路に認定してもらえることはできないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひます。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまの議員さんのご質問でございますが、この路線につきましては、小中学校の通学路であるということも認識しておりますが、歩道の幅員構成が狭いため自歩道という対象にはできないということで、県警のほうからそういう回答をいただいておりますのでご了解をいただきたいと思ひます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 一応、そういうことでしたら、いろいろ法律上問題があるということだと思ひますが、私としてはぜひそれがやっていただきたいのが本音なんですけど、法律に背くわけにはいきませんが、これだけはやっていただきたいと思ひます。道路に、町長おっしゃいましたけれども、制限速度を設けるという話をされてはいたしましたが、道路に40キロという規制速度を決めてあるのであれば、それを明記していただきたいと。それと、当然速度に関する標示板、これももし可能であればやっていただきたい。そうしませんと、現状ああいう道路でございますので、飯尾のほうから真っすぐ来る方には、今までみたいに見通しが若干悪くなくて、もうちょっとよくなると思ひますので結構来ます。そしてそこに、先ほどから話しておりますラウンドアバウトの交差点があるわけですから、そこで、わからない方は啞然とする場合があると思ひます。ですので、そういうのも踏まえまして、ちょっとその辺も整備していただけたらありがたいなというふうに思っております。それは一応私の要望でございます。

次、3点目に入りますが、力丸十字路から国府里方面に抜ける通学路、生活道路について

でございますが、これも前回、第4回定例議会の質問の際に、町長は通学路安全推進会議の中で、通学路整備計画道路路線に位置づけるというお話をされました。これは私記憶しておるところなんです、その際に、先ほど町長がおっしゃいました交付金等いろいろお金の問題が絡んでくると思うので、そういうものを期待しながら考えていきたいというお話でございますが、ここで一つ提案があります。

というのは、私は数日前にちょっと幕張の免許センターに行く用事がございまして、そこにたまたまモニターでゾーン30という、警察が当然絡んでいるんですけども、そういう対策があるんだというものを流しておりました。私もちょっと気になったものですから、そこにいた係の方にいろいろ聞きました。聞きますと、これの一番の目的は生活道路における歩行者の安全通行を守る対策だということなんです。一応ここにも資料はあるんですが、平成16年から26年までの交通事故の件数と、歩行者の事故の件数が載っております。ちなみに数字を言わせていただきますと、16年には72万3,324件事故があったと。その中で、歩行者が20万8,000人あったと。それからずっと来まして、一応26年、2年前だと思うんですが、これで事故件数が41万1,784件、減ってきているわけですね。その中の、歩行者については13万7,921人、減ってはいるんですが、事故件数よりは減り率少ないですね。ということは、これを踏まえて歩行者の安全を守ろうということで考えたと思うんですが、それで、これを内容をちょっと説明しますと、ある生活路通学路、要するに一般に生活されている方の中に、道路の現状をちょっと変える。要は、例えばぎりぎり狭いところでセンターラインの1車線、交互通行のものをセンターラインをなくしてしまっただけで両サイドにグリーンゾーンを設けたりとか、そうしまして運転者の視覚を狭めまして注意を呼び込むというふうなことが書いてあるんですね。そうしますと、先ほど町長が言いましたけれども、道路をいろいろ整備するというふうだと、即浮かぶのが土地の買収、あるいはもろもろのものがついてきて時間もかかるということも十分あり得るわけです。

ですので、こういう道路も現状存在しますので、場所、場所によってこういうものも取り入れていくのも一つの方法じゃないかなというふうに思います。これは、変な話ちょっと、ごめんなさい、表現悪いかもしれませんが、実際茂原市でやっている箇所はあります。これは今私が言った内容と若干違うんですけども、中部という、茂原高校があるところから長谷のほうにある、茂原の美術館の反対側のあそこなんですけれども、あの団地のエリアがゾーン30です。入るところに全部ゾーン30と書いてございます。入ってからも全部の線じゃないんですが、何カ所か30、30と書いてございます。これは警察庁のホームページにも載

ってございます。茂原市1カ所ありますよということで、私確認してきたんですけども、そういう大金をつぎ込まないでも、そういう対策だけを考えるのであれば、一つの方法じゃないかなというふうに考えますので、ちょっとお考えいただきたいなというふうに思います。

2項目めに入りたいと思います。

町民バスの件に入りますけれども、まず1点目ですが、今、町長がおっしゃいました利用者の数字、5年間の。ここに書いてございますが、この5,000人、4,000人という中には一般の方はどの程度でしょうか。逆に言うと、こども園の利用されている方のニーズもあると思うんですけども、それを抜いた普通の方の数字はわかりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 27年度、先ほど4,207人と申し上げましたが、このうちこども園、毎日ではないですけども、登録している園児が6名ということでございますので、6人が往復ですので、10人程度が250日、半分、半分かくらいのイメージだというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。多いのか少ないのかわかりませんが、なぜこういうことを聞くかといいますと、それもちよっと私、手元に資料があるんですが、まずバス路線は6コースあると思います。そのコースの停留所等を見ますと、役場、福祉センターをスタートしまして、当然役場、福祉センターに戻ってくるというふうなルートになってございます。そのルートが6コースに分かれるんですが、例えば役場、福祉センターを使う方には、結構便利いいと思います、正直なところ。役場に行って、また役場から帰ってほしいわけですので。

ただし、落とし穴がちょっとあるんじゃないかなと。ということは、待っているのは待っておるんですが、例えば私が力丸の停留所から塩田病院に行つたとします。塩田病院までは行けるんです。塩田病院の用事が済んで帰るとき、たまたま力丸の場合、二輪車はございませんので、足がございません。ということは行つたきりになってしまうわけです。仮に、ほかのところも見ますと、行きはするんですけども、それはあくまでも、すぐ帰ってくるときもあるかもしれませんが、ある程度1周しながら役場あるいは公民館に来て、また次の自分が乗るルートのバスの時間に合わせて乗って帰ると。これが大体町一連のバスですので、1時間強かかると思うんですけども、その間、用が済んだ間、バスに乗りっ放しでいるんですよ。

結構そういうことも踏まえて、利用者が増えてこない。そういう不便さを。本来であれば、例えば右回りのものがあれば、逆の左回りで来ればこれがベストだと思うんです。乗ったところに逆方向のバスに乗れば帰れるわけですから。確かに素人の問題があると思いますが、その辺を今までどういうふうにお考えでこのルートを。これ多分当初から変わっていませんよね。質問いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

ご指摘のとおり、コースは6コースそれぞれ若干違うんですけれども、回り方は基本同じ方向に回っております。このうちこども園の園児の送迎のために1コース、5コース、6コースと、この3コースは時間の制限がございます。それに加えて、過去運行した中で利用の多い福祉センター、公民館等、これらの送迎を勘案し、乗降者数の少ない路線を廃止し、現在の6コースとなっております。

ご指摘のとおり、塩田記念病院につきましては、行くのは行かれるけれども、帰ってくる時には途中乗りかえが必要なようなコース設定となっておりますので、運行している小湊鉄道によりますと、塩田病院におりる方はいるけれども、乗る方はいないという状況になっています。その方がどのように帰っているかは把握しておりませんが、状況としてはそういった状況でございまして、先ほど町長が答弁しましたとおり、必要などころに必要な交通ができるようなシステムを今後検討したいというようなことでございますので、現在のコースについては、こども園あるいは福祉センターを中心のコースとなっていると、利用者ニーズに応じたコースになっていることについてご理解賜ればと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、課長がおっしゃった説明である程度わかりますけれども、ですけども、私は何を言いたいかといいますと、子供さんも当然大事でございます。これから、先ほどもちょっと触れたと思うんですが、高齢者の現状、急増されている現状でございますので、この方たちの、どういうふうにご利用されるか、そういうものも一応アンケート等、もしあるのであれば考えていただきまして、見直しなりいい方法が、先ほども町長は言いましたけれども、こういう運送問題についてゼロベースから考えますというお話をされておるんですが、十分考えていただけたらありがたいと考えてございますので、よろしく願いいた

します。

それから、次に行きます。

2点目については、先ほど町長さんの説明で十分でございます。ありがとうございます。

3点目でございますが、これちょっと回答の中にありましたが、私が言いたいのは、本年2月だと思うんですが、総合計画策定審議会の会議の中で、デマンドについてどういうふうにするんだというふうなお話を聞いたつもりでおるんですが、今のお話ですと、そのときデマンドについては、一応検討会、協議会等を設けて検討しますよということです。そのときの説明としましては、3カ年のうちの本年度が1カ年でございますので、1カ年目は検討等を充てますよということでお話があったと思うんですけれども、その辺のお考えをお聞かせ願います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） この2月の地方創生、総合計画の中の地方創生の加速化交付金の説明の中でということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほどの答弁の中にもございましたけれども、加速化交付金、100%の国の交付金を受けてということの流れの中で、本町にとってより有利な形で新たなバスの導入とか、そういうこともハード面も一緒に図れるというメリットを考えた上で、3カ年と申した中で、初年度は検討してまいりますと、そういう内容だったのかと思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、デマンド型のほうにつきましては、国の不採択ということを受けまして、現在その見直しというかゼロベースでと、町長の答弁のとおりで、改めて今考えているという状況でございまして、その3年間のうちの初年度という考え方につきましても一度リセットさせていただいた上で、今年度中に何らかの方向性を来年度に向けて示せばということ動いている、そのような答弁とさせてもらったところでございます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。国の交付金がないからちょっと難しいよということで、町にもお金がないと思います。これは当然のことだと思いますけれども、できれば、実際問題、これから、さっきも言いましたけれども、老人等の移動手段としまして、自家用車に頼らないような状況の方たちもおられます。福祉は別にしまして。その方にも買い物難民とか、医療難民とかいろいろあると思いますが、ぜひ早目に検討していい方法を立ち上げて、その

方たちの足になっていただければというふうに思いますものですから、その辺よろしく願いいたします。

それでは、最後の3問目の有償の件について質問いたします。

これは前のものとダブるかもしれませんが、私の知る範囲ですと、平成18年10月、道路運送法改正により施行された制度でございます。この制度の主なる特長は、白ナンバーで有償運送可能なことです。制度の概要は大きく分けると、1、市町村運営有償運送、これは市町村が市町村内の区域内の住民の輸送を行う。2つ目、公共交通空白地有償運送、これは前は過疎地有償運送という言い方をされていたみたいです。これは、特定非営利活動法人が市町村内の住民を運送する。3番目、福祉有償運送。これは、本町で現在実行されているものでございます。

それで、この中で私が言いたいのは、2番目の過疎地については、ちょっとホームページを見ましたら、長柄町は該当しませんのでできないと思います。3番目については、福祉については、現在行われているということですので、それは問題ないと思います。もう一点、残っているのは一つあるわけです。市町村運営有償運送。これは町の中であれば動けるわけですね。町の車を移動すればできるわけです。当然、白ナンバーですので普通免許の方でも運転して輸送ができるという制度でございますので、詳しいことはわかりませんが、単純に考えますと、こういうものも利用する一つの手があるんじゃないかと。当然、こういう有償関係になってきますと、ドア・ツー・ドア、家から目的地までということになりますので、足の移動手段がない方については非常に有効じゃないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまの最初のほうの自家用有償旅客運送制度、こちらのほうについての検討、それから最後のほうでおっしゃられていたのは多分デマンドと重複している部分かと思いますが、あわせてということで改めましてご答弁をさせていただきます。先ほど町長のほうの答弁にもありましたけれども、交通体系については新たに見直しているという状況でございます。

ご質問のデマンド交通、1個ずつ整理させてもらいたいですけれども、デマンド交通というのは、全国的に今主流ではやっているといいますか、導入されているということは十分承知しております、この特徴の一つには、予約をするということが挙げられると思います。

予約しないと、逆に言うと運行しないというところが挙げられまして、したがって、先ほど来おっしゃられていました空のバス、空気バスが走るということとはなくなるということで、一般的には輸送効率が非常によくなるというふうに見受けられるというものです。

一方で、国土交通省から出ている資料によりますと、既にデマンド型交通を導入している市町村の約7割がデマンド型交通の見直しをもう既に考えているという状況にあるということでございます。これらの市町村から寄せられております今後のデマンド型交通の導入検討に向けたアドバイス、本町のように導入を検討している市町村に対するアドバイスということで、既に見直しを考えている市町村の意見というものの一つとして一番多かったものとしては、地域の運行目的を明確にした交通計画の策定、この部分がちょっと欠けているということになってしまうと、スタートを間違えると大変だよという内容となっております。

つまり、この町の本町でいいますと、丘陵部と下の平地部とか、その町、その町の地形や地理的条件がどうなのかと。集落はどのように形成されているのかとか、既存のバスやタクシー、民間の施設、病院の送迎状況など、交通のネットワークはどうなっているのか。そして、どのような人を対象にどういう移動サービスを提供しようというふうに考えているのか。それらをまず明確にすることが重要だというふうに記述をされておりました。

このようなことから、現段階では単にデマンド型交通を導入することが本町の交通の不便、その辺の全ての問題を解決してくれるというような漠然とした概念というみたいなものは一度おいて、おいた上で、一度リセットしてこの本町の特徴とか直面している問題など、課題などを整理するところから始めてまいりたい。

また、議員が最後におっしゃってました自家用有償旅客運送制度も含めまして、今後検討してまいりたい。いわゆる白ナンバーと言われていますが、この自家用有償旅客運送制度につきましては、おっしゃっているとおり非常に安価な形でやれる可能性がある。本町でいいますと、例えばですけれども、現在の福祉有償のほうと同じように、シルバー人材センターのほうにお願いをして、地域の雇用とかそういう面からも、側面からの効果もある。そういうこともあろうかと思えます。

ただ、全国的には、議員おっしゃったとおり、まだ導入から間もなくで、事故や車両の維持管理の関係とか、その辺で非常に検証等が必要な時期であるというふうにも言われている一面もございまして。それらを今後勉強していく中でやっていきたいというふうと考えております。

なお、新たな交通体系の策定ということで、先ほど来申し上げておりますけれども、これ

を策定するには、国土交通省、千葉県、それからバス事業者、本町でいいますと小湊鉄道株式会社さんなどから成る地域の公共交通会議というものを設置いたしまして、その合意に基づいて運送を行うということが定められております。

今後、それらの関係機関との協議、調整に早速入りまして、できるだけ早く会議組織を設置して進めてまいりたいというふうに考えておりますので、その点につきましてご理解を賜りたいというふうに思います。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） いろいろありがとうございました。

最後にしたいと思うんですが、ぜひこれだけはお願いしたいと思います。

先ほどからも何回も申し上げておりますが、本町の少子高齢化、特に高齢化が急速に現実になってきてございます。ですので、この方たちのことも十分考えに入れていただきまして、先ほどの諸問題、町民バスあるいは有償云々運送等も含めて早急に検討し、もし可能であればどういう体系がいいのか、町民にアンケート等をとれたら早目にやっていって、確かにそういうことをしますと色々な意見が出てくるとは思いますけれども、絞るのも大変だと思いますけれども、これもやっぱり町民の声を聞く、町政が町民の声を聞く、私も町民の一人でございます。町民から選ばれて来ているわけですので、その辺も強く切にお願いしたいと思っておりますので、私の質問を以上で終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で三枝新一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） 次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

傍聴人の皆さん、ご苦労さまです。

平成28年度を迎え初めての定例議会ですが、執行部はこの4月から、大課制廃止という役場の大きな機構改革を行い、課制にいたしました。

私は、3月の議会で質問した接遇問題も、課長の目が課員に細かく行き届き改善され、去年の9月で質問した、担当者業務をまとめ責任ある係長職の設置など、行政サービスなど大きな期待を寄せているところです。

しかし、そんな中で、疑問に感じ納得のいかない課長という職名、職階を含めて、4点ほど質問させていただきます。

なお、質問の前に、傍聴人の皆さんを初め町民の皆様におわびを申し上げます。

3月の第1回定例議会より、一般質問の方法が一括方式と一問一答方式の選択ができるようになりましたが、私は一問一答方式を選択し持ち時間がなくなり、質問項目の4項目めの反問権についてと、5項目めの飲料水兼用耐震性貯水槽について、一問一答方式で質問ができませんでした。本定例議会より、時間内におさまるように努めてまいります。今後ともご指導いただき、ぶれない、こびない、偽らない私を見守っていただきたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

最初に、人事異動に伴う職員の引き継ぎ文書の公開についてですが、私は議会議員として、各委員会で発言し提案をしてきました。そして、行政の監視役として執行部の指摘をし、議会で質問してまいりましたが、執行部の回答は、その提案は検討する、この事案は実施の方向で検討する、この案件は見直しをする、いろいろな回答がございました。

私がかかわって実現、実施できた案件はいいのですが、実現、実施できなかった案件が、担当職員の人事異動によりどのように引き継がれたのか、どのように処理されたのか、確認をしたいのです。

せっかく議会議員として活動しても、執行部の職員の担当部署が変われば、当然その部署の仕事はできなくなります。後任者に引き継ぐわけですが、それぞれの案件の引き継ぎがされていなければ、その案件は検討もされずにゼロの白紙の状態になってしまうわけです。

引き継ぎの全体の中で執行部が、個人の情報なので公開できない、そのように判断したものについては黒塗りでも構いませんが、職員の引き継ぎの文書の公開ができないか、長柄町情報公開条例第9条の公益上の理由による裁量的開示に該当するものと認め開示できないか、

執行部の考えを伺います。

次に、疑問に感じた課長職の職名と、6級と7級の職階についてです。

私は去年の12月、第4回定例議会の際執行部に、課の設置条例が上程されたときに、同じ職名で6級の主幹と7級の主幹とを設置しないように質問しました。そして、役場の機構改革の後、主幹については7級だけで、6級の主幹は設定されませんでした。今度は6級の課長と7級の課長が設定されました。

そもそも、同じ課長職で、7級は困難な業務を行う課長で、6級の課長は普通の課長という定義がおかしいと思います。7級の課長と6級の課長の定義は何か、困難な業務を行う課長とは、6級の課長と比較してどのような困難な業務を行うのか、また、6級の課長は困難な業務を行わないのか伺います。

また、管理職手当については、以前は基本給の10%を支給していましたが、これでは課長の年齢により基本給が異なり、課長職手当が異なりました。しかし、現行では課長により年齢が違い、基本給が違っても、課長という職種に定額の管理職手当を支給し同額にしたはず。これは、課長という職種に定額の管理職手当を支給するという基本概念があるはずなのに、6級と7級の職階の課長職が存在し、同じ課長職なのに管理職手当が違うということは、基本概念に反していると考えられます。執行部の考えを伺います。

次に、3世代同居等に給付金の支給ができないか伺います。

長柄町は、4月1日現在で2,942世帯あります。3世代同居、近居の世帯数はおおむねどのくらいあるのでしょうか。

政府がこの3月に閣議決定した少子化社会対策大綱に盛り込んだものが、世代間の助け合いを目的とした3世代同居、近居の促進です。3世代同居をしてもらい、祖父母に孫を見てもらう、子供の親が祖父母を見る、また、働く母親が祖父母の支援を受けながら子育てをする、そういう環境をつくるためです。

私は、社会で子供を育てる公助は当然必要ですが、家族、家庭で子供を育てる自助、共助も当然必要だと考えます。そのときそのときの世相を反映して、本年度は年金生活者支援臨時福祉給付金が1人につき3万円給付されますが、長柄町独自の政策として、3世代が一緒に生活する家庭に5万円くらいの給付金を交付して、子育て支援、高齢者の介護支援に役立つ、執行部にそのような考えがあるか伺います。

最後に、選挙管理委員会の業務について伺います。

先ほど本吉議員のほうから質問もありましたが、この6月19日に改正公職選挙法が施行さ

れ、この7月25日、任期満了に伴う参議院の選挙から18歳以下に引き下げられますが、若い人の投票率が低いと言われていますが、選挙管理委員会及び執行部は、この18歳、19歳の新しい有権者に対して啓蒙、啓発、投票率向上のためにどのように対応、政策を実施しているのか、選挙管理委員会の業務など執行部に伺います。

以上をもちまして一括の質問を終了いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

まず1点目の、人事異動に伴う引き継ぎ文書の公開についてお答えいたします。

事務引継書につきましては、公開の対象となる公文書であります。長柄町情報公開条例第7条公文書の開示義務に定める非開示情報を含み、公開できない部分が多くあります。例えば、公にすることで率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれ、町民に混乱を生じさせるおそれがあるなどの理由によるものであります。

このことから、基本的には公開は想定していませんが、個別の内容について支障のない範囲でお答えすることは何ら問題ないので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の課長職の6級と7級の職階についてであります。まず6級課長と7級課長の定義についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、7級が困難な業務を伴う課長、6級が単に課長と定義しております。職務分類につきましては、基本的にはその職務の複雑、困難及び責任の度合いにより分類しております。

ご指摘の点につきましては、6級の課長が困難ではないということではなく、今般の大課制からの現行課係制への組織機構の変更に伴う経過的措置とご理解賜りたいと存じます。

このことから、職階は、ご指摘の点も含め、平成29年度以降の見直しを予定しております。管理職手当につきましても同様に、平成29年度以降の見直しを予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の、3世代同居の世帯に対する交付金についてお答えいたします。

まず、世帯数であります。おおむね150世帯であります。

次に、交付金の支給についてですが、少子化対策といたしましては子育てスタート支援金事業の創設、子供医療費の高校生までの無償化に取り組んでおります。これらの成果などを検証しながら、3世代同居世帯への交付金についても、その制度のあり方などを含め検討し

てまいりたいと存じます。

4点目につきましては、選挙管理委員会から答弁を申し上げます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） 鶴岡議員のご質問にお答えいたします。

選挙権の18歳以上に引き上げのご質問につきましては、先ほど本吉議員に答弁申し上げたとおりでございます。若い人たちが一人でも多く投票所へ足を運んでいただけるよう、啓発活動に一層努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一問一答方式でお願いしたいと思います。

人事異動に伴う職員の引き継ぎ文書でございますけれども、第7条ですか、できないところもあるということで、できるものについてはお見せできるというお話で私もそれでいいかなと思っておりますので、できるだけ私の関係するところ、注文というか、公開開示請求したら開示してもらえるようにお願いしたいと思います。

そこで、一つ事例としてお聞きしますけれども、3月議会で質問した民間企業への体験入社のこと、昇給試験のことなど、どのように引き継いだのか。また、去年の9月、スマートインターチェンジ事業を町民への周知のために、計画図面などを広報ながらに掲載してはいいかがかと質問しました。

そして、私は先月5月2日、入手した鳥瞰図等を執行部に届けて、このような図面を広報ながらに掲載すればいいんじゃないかという説明をしましたがけれども、この2カ月経過しまして忘れてしまった点もあるかもしれませんが、これらの件は全て内藤建設環境課長が関係しているかと思うんですけれども、これらの引き継ぎについてどのような意見を添えたのか、どのような意見の添え書きがあったのか、内藤課長にお尋ねします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） それでは、議員さんにお答えしますが、最初に言われたのが、何でしたっけ。

〔「民間企業への体験入社」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（内藤文雄君） 一般質問でありました民間企業への職員の派遣、それと昇給試験、それにつきましては議会の際に、近隣の町村でも実施しているところがあるので今後検討したいということで、引継書には今年度の検討をお願いしたいということで引き継いであります。

それともう一点の、スマートインターの件でございますが、それにつきましては定例議会の際の答弁でございましたので、私も直接その席にはおりましたので、速やかに対応すべく、今月号の広報に間に合うように実施してございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 6月号に計画図面を載せるということでしょうか、今月号に載せると。本当に。

1番目はわかりました。

続きまして、課長職の6級と7級について、職階について質問させていただきます。

執行部の答弁で、今もありましたけれども、近隣の市町村の状況を踏まえて検討するという言葉をよく聞きますが、私は長南町をちょっと調べたんですけれども、確かに7級の課長職の管理職手当は、長柄町と同じで6万6,500円でした。しかし長南町は、課長という職階は7級の1つでした。

長生郡内の市町村で、ほかに課長職が2階級に設置されている市町村はあるのでしょうか、伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 課長職につきまして7級、6級分かれている町村はございません。

なお、先ほど町長から答弁がありましたとおり、今回の職階につきましては、大課制から現行の課係制への移行に伴う経過的措置の面が強うございまして、平成29年度以降の見直しを想定しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私の質問したことを、29年度以降に直すからと言われてしまうと次の質問がなくなってしまうんですけれども、せっかく質問を考えてきましたのでちょっとお聞きしたいと思いますけれども、職階について1職1階級という、執行部はこの常識、私にしてみれば常識だと思うんですけれども、この原則をご存じでしょうか。

3月の第1回定例議会で議案第11号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が

上程されたとき、6級の課長と7級の課長についてやっぱり質問したんですけれども、そのとき執行部より、県でも2階級の課長職が設定されているという説明を受けました。

私なりに千葉県を調べました。確かに千葉県は8級と7級の課長職があり、しかし8級の課長が7級の課長だった課に人事異動することはありません。町でいえば、7級の課長の会計管理課ですか、そういうところの課長に、7級の課長だったところに6級の課長が人事異動することはありません。

長柄町では早速、4月20日でこのような人事異動がありました。前任者は困難な義務を行う7級の課長で、後任者は普通の6級の課長です。1つの職、会計課長という職は1つの階級、つまり7級でなければならないはずなんですけれども、長柄町のように1つの職に7級と6級の2階級にするということは、1職1階級という原則に反することだと私は考えております。

執行部の考えは、29年度以降に見直すということであれば、もうそれは回答になっておりますので結構ですけれども、ちょっと予定狂ってしまったんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 同一職種1階級の原則は、もちろん承知しております。

2階級ある場合は、その職に応じて、例えば何々課長は何級、何々課長は何級というふうな定め方は当然あり得るわけでございますけれども、7級と6級に同じ課長がいることは、本来は適切ではないと。違法ではありませんが適切ではないというふうに認識しております。

従前の大課制におきましては、3課長と10班長の組織でございました。これが現行では10の課長というような組織に変更になっております。その移行の中で、あくまでも経過的措置ということでご理解賜ればと思います。

なお、7級、6級については、当然違った職名、職階ということが原則であるということ踏まえた見直しを想定しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 十分理解したつもりでいます。

私の提案ですけれども、執行部がどうしても課長職を県と同じ2階級に設置したいというならば、県と同じように上席の課長を少なく、6級の課長、普通の課長を多くするべきだと思います。今の長柄町は、上席の7級の課長がいっぱいいて6級の課長が少しだから、今回の人事異動みたいな会計管理課長ですか、そういう変な異動になってしまったんですけれど

も、どうしても同じにするというのであれば、7級の課長を町長の職務代理者の序列で、総務課長、企画財政課長、税務住民課長を7級にして、あとの課長は全部6級、そうすれば管理職手当も抑えられ人件費の削減にもなり、人件費削減という機構改革ができるものと考えますが、執行部の考えを伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ご指摘の点はわかりましたけれども、長柄町に合った機構を十分検討、精査していきたいと思います。

なお、あわせて、管理職手当についても検討、精査してまいりますので、議員さんの意見は、意見として参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 職種、職階について、29年度以降見直すという約束をしてくれましたので、私としましてはこれでいいと思いますけれども、私の任期あと3年数カ月の間に、間違いなく見直ししていただきたいと思いますので、執行部によろしくお願いいたします。

続きまして、3世代同居等に関する給付金でございますけれども、リフォーム減税という減税措置を知っていますでしょうか。このリフォーム減税も、3世代が同居してもらうことが目的でございます。

私が調べたところ、全国の中でも3世代同居の世帯に助成金を支給している市町村がございました。箱物、道路事業などハード事業に予算を何億円、十何億円と使うならば、私が去年の9月議会で提案した新築に補助金を交付するようなソフト事業、3世代同居等にも給付金を支給し、検討だけでなくぜひ実現していただきたいと思いますが、執行部の考えを伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） それでは、ただいまの鶴岡議員の質問に対しまして、回答のほうをさせていただきます。

それこそ3世代同居世帯の給付金ということでございますけれども、それとはちょっと違いますけれども、先ほど町長からもお話がありましたとおり、町で今取り組んでおります子ども・子育て世帯への支援が何点かございます。

子供医療費の助成については、ゼロ歳から高校3年生までを無料化としてございます。それと、子育てスタート支援といたしまして、ゼロ歳児、1歳児につきまして、児童手当とは別に年1回の5万円の支給を、今現在してございます。

それに伴いまして、乳幼児関係でございますけれども、紙おむつの無償配布等も現在しております。介護世帯につきましても、やはり介護サービスと給付金事業、紙おむつの支給等をやっておりますので、こちらにつきまして、先ほど鶴岡議員のほうからございました少子化社会の大綱の基本的な考えというものを踏まえまして、こちらでただいま言いました内容を精査して、その結果を今後、またさらに給付金をどうするかということを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 福祉向上、全てを含めた、今考え方があったかと思うんですけれども、私の言っている3世代同居の補助金云々、それについてははっきり言ってどうかと。イエスカノー、投票じゃありませんけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひます。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 今現在のところ、3世代のこの交付金につきましては考えてはおりません。

とりあえず今、先ほど話しましたとおり、介護関係とあと子ども・子育て世帯につきまして、こちらのほうもまた再度検討しながらどうするか、子供の世帯については、そちらのほうをまた検討させてもらいたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

考えていないということですが、ぜひ少しでも考えてもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、選挙管理委員会の業務について、これは本吉議員さんのときに説明がありまして私も了解しましたけれども、128人いるということですが、18歳と19歳それぞれ何人ずつかわかるでしょうか。両方で128人いるという回答でしたけれども、18歳と19歳それぞれ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひます。

蒔田書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） 18歳、19歳の人数ですけれども、18歳が62人、19歳が58人、合わせまして120人ちょうどです。120ちょうどになります。62と58で、合わせて120人ちょうどです。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 投票率向上等におきまして行ったことが、パンフレットの送付をしたとか、投票に行ってくれとお願いしたとか、そういうことをしたという説明でございましたけれども、私はパンフレットを送った云々の、要は行政の一方通行じゃなくてアンケートですね。

極端に言うと、さっきも福祉課長にイエスかノーとびしっとやっちゃってしまいましたけれども、例えば、投票に行きますか、イエス、ノーのアンケート。ノーであれば、何で行かないんですか、理由、部活があるためとか、そういう相手側からのお答えを、そういうものを調べたほうが、一方的に送るだけじゃなくてプラスアンケートですね、そこまでやってもらいたかったなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） 投票される方のアンケートということで、これまで町では実施はしておりませんが、県の選管レベルでは県全体に、これまでは20歳以上ですけれども、それぞれ投票に行った方、行かなかった方のアンケートは実施しておりまして、それらについては選挙管理委員会はもとより、明るい選挙推進協議会の中でも、そういったデータを参考に、若い人たちの投票参加について啓発活動に工夫をしていくように今話し合っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 次の質問なんですけれども、私前から気になっていたんですけれども、国選など、役場の職員、その投票率というものはチェックというか、調べたことがあるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田書記長、答弁願います。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） 役場の職員の投票ということでございますけれども、調べたことはございません。ただし、各管理職を通じて必ず投票するよにということは徹底しておりますので、投票に行っていると確信しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 職員でも、町内の職員はそれぞれの投票所の地区に配置され、気をきかせて少し配置してもらってできるかと思うんですけども、町外の職員ですね、行っているかどうか。今、行くようにという説明を聞きましたけれども、実際その調査はしていないということですけども、できれば一度調査をしてみたいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田書記長。

○選挙管理委員会書記長（蒔田 功君） その点につきましては、総務課長の立場で、必ず投票に行くように、行ったかどうかの確認を含めて、今後も徹底したいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問は終わりにします。

○議長（月岡清孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時45分といたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 次に6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。よろしくお願ひいたします。

熊本地震の発生から間もなく2カ月になります。私ごとですが、3年前に熊本の友人宅でお世話になりました。あのおおらかで豊穡の大地が引き裂かれ、いまだ余震におびえる人々

の悲鳴が聞こえてくるようで、何もできない自分が非常にもどかしく感じるばかりでございます。

私たちが昭和62年12月17日に発生しました千葉県東方沖地震を経験しているわけでございます。千葉県の広範囲で震度5の強震を記録しまして、死者2名、あと建物関係では全壊で16棟、一部破損を含めた半壊等が約6万5,000件ありました。当時は各市町村に計測震度計が設置されていなかったために、最大震度5ということになっておりますけれども、震源地に近い自治体では被害状況から現在の震度階級で震度6弱以上の揺れを観測していたというようなことでございます。それをはるかに上回る阪神・淡路あるいは東日本、そして熊本地震級の地震被害を考えますと、これはぞっとするわけでございます。地域の特性に応じた日常からの事後対応の重要性も痛感されるものでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

1項目めでございます。各種団体等の会計管理体制についてでございます。

本件については、平成24年9月議会において私のほうから一般質問させていただいた経緯がございます。そのときの執行部の答弁では、我が町は適正な管理を行っているとのことでもございました。ところがそれから半年後には、残念なことに町職員による公金横領事件が判明し、当事者は懲戒免職となりまして、町長以下の関係職員もそれ相当の処分がなされました。私が議会での一般質問をしていたその時点で既に事件が進行していたにもかかわらず、執行部中枢は各担当部署で適正な管理を行っているであろうというふうに思料していたということもございます。

それから3年が経過しまして、本年度からは新たな組織改編によるスタートということになったわけですが、二度と同じ轍を踏んではならないということでもありますことから、現在の各種団体等の会計管理体制について、改めて2点ほどお聞きします。

1点目ですが、各課別ごとの取り扱い件数の実態はどうなっているのか。

2点目、現金あるいは預貯金等の管理体制は具体的にどうしているのかお尋ねいたします。

2項目めでございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略計画についてお尋ねいたします。

人口の減少により多くの地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増していますが、まち・ひと・しごと創生法に基づき、長柄町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画が本年3月に策定されました。本町の5月1日現在の人口は7,336人でございます。国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、少子高齢化による自然減及び社会減が拡大してい

くということによりまして、44年後の2060年には現在の人口の半数を下回る3,276人という驚くべき数字が示されているわけでございます。地方創生総合戦略は、まさにこの状況を打開すべく策定されたわけであります。執行部からは先般、当該総合戦略計画を示されたばかりですが、一刻の猶予もありませんことから、我が町の現在の取り組み状況をお聞きいたします。

3項目めでございます。町活性化対策についてでございます。

長柄町元気になるイベント実行委員会設置要綱が平成24年4月1日付で制定されました。同イベント事業実施基準によりますと、平成24年度から26年度の3カ年の期限を設定してあり、実際には1年延長し、昨年度終了したとのことでございます。

そもそも町活性化施策というものは永遠の課題であるという認識からすると、新たな活性化施策の見直しなのか、それとも施策の大幅な方向転換なのか、あるいは何かお考えがあった廃止したのか気になるところであります。町活性化施策の一役を担う当該実行委員会の設置目的である元気な長柄町の実現を目指すとした目的が現時点で達成したとの判断により、当該設置要綱を廃止したとは考えられません。

そこで、まず当該実行委員会の実績評価と廃止理由について伺います。

続きまして、4項目めでございます。電力自由化に伴う新規電気事業者の利用についてお尋ねいたします。

本年4月1日から小売電力の自由化がなされました。各電力会社との契約シミュレーションがインターネットでできるようですが、町は公共施設等での新電力契約をどのように考えているのかお聞きいたします。

5項目めでございます。長柄町健康増進計画・食育推進計画についてお尋ねいたします。

本計画は、健康増進法及び食育基本法に基づき、生涯を健康で安心して住み続けられる町づくりを目指しまして、町民各自の主体的健康づくりと、地域、学校、行政、関係団体など町全体で取り組むべき方向性を打ち出すものとされ、一体的に策定されております。主な取り組みと基本目標では、糖尿病などの生活習慣病、食育の推進、心の健康づくり、がん予防、そして歯、口の健康と5項目に整理されております。また、それに対する課題と目標、そして目標数値の設定、あるいは住民個々の取り組み、そして町の取り組みというふうに仕分けされておまして、非常に明快な構成となっております、大いに勉強になりました。しかしながら、町の取り組みの仕分けでは、大半は現に実施している既存の事業の羅列であるとするならば、より一層の課題対応は余り望めないこととなります。

そこでお聞きいたします。糖尿病などの生活習慣病、食育の推進、心の健康づくり、がん予防、そして歯、口の健康の各5項目において新たな町の取り組み事業は幾つあるのかお聞きいたします。

6項目め、最後でございます。こども園及び学校給食におけるアレルギー対応についてお尋ねいたします。

新聞報道によりますと、食物アレルギーのあるこどもの給食について間違えて配膳してしまう誤配や、ほかの子供に配膳された食べ物を食べてしまう誤食が保育所の約3割で起きていたということが厚生労働省による全国調査でわかりました。うち約1割の施設でアレルギー症状が起きていたとのことでございます。

また、千葉県の教育委員会の調査によりますと、アレルギーを有する児童・生徒が年々増加傾向にあり、昨年度の調査では約58万人のうち食物アレルギーを有するのは2万1,000人とのことでございます。平成24年には都内の児童の食物アレルギーでの死亡事故があったことは記憶に新しいこととあります。

そこでお聞きいたします。

1点目、園児・児童・生徒の食物アレルギー症状の把握方法と人数を伺います。

2点目です。過去3カ年において誤配や誤食はなかったか伺います。

3点目、過去3カ年において、アレルギー症状が発症した事例はなかったかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

まず1点目の各種団体等の会計管理体制についてお答えします。

山根議員のご指摘のとおり、こういった不祥事は決してあってはならないこととあります。また、このことは例外なくどこでも起こり得ることと認識し、起こり得ないような環境を整えることが最も重要であるというふうに考えております。

それでは、まず取り扱いの件数でございますが、平成27年度末時点での公金と公金に準ずる各種団体等の預金等に分類して申し上げます。

まず会計課でございます。公金が23件、議会事務局、公金1件、準公金2件。総務課、公金4件、準公金10件。税務住民課、公金1件。建設環境課、公金2件。産業振興課、公金1

件、準公金23件。健康福祉課、公金2件、準公金3件で、生涯学習課においては準公金5件であります。合計で公金は34件、準公金は43件、合わせて77件であります。

次に現金あるいは預貯金等の管理体制についてであります。現金、通帳及び印鑑は管理職が管理することとし、現金及び通帳は施錠した金庫に入れ会計課に保管してあります。印鑑は、金庫とは別に管理職が保管しております。現金の受け払い及び預金の預け入れ、払出しは出納帳または支出命令書等を作成し、管理職の決裁を受けることとしております。その上で、年2回程度不定期に検査を実施し、結果は総務課に報告することとしております。

不祥事は報道等でもしばしば目にしますが、こうしたことは例外なくどこでも誰にでも起こり得るといふ危機管理の意識を持って、最高責任者として管理の徹底を図りたいと存じます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略計画についてでございますが、本計画の人口ビジョンでは、今後新たな施策を打ち出すことにより出生率の向上と社会移動率の好転を見込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計による2060年、平成72年の将来人口3,276人に1,631人を加えた4,907人以上を目指すべき将来人口として定めることといたしました。この将来人口を達成すべく、地方創生総合戦略における基本目標「いきいき・ながら～若者就業のまち」「にぎわい・ながら～集い、定住するまち」「ときめき・ながら～ライフスタイルの希望をかなえるまち」「わくわく・ながら～安心・快適で魅力あるまち」、この4つの柱を掲げたところでございます。

新年度となり、新たな取り組みの一つといたしまして、企業や事業者の支援となる企業立地促進条例を制定させていただきたく、本議会に上程をさせていただくものでございます。詳細はこの後、審議の中で説明をさせていただきますが、これにより企業の町内進出はもとより、既存町内企業の事業拡大を促進し雇用の創出を図るなど、仕事をつくり町外から生産年齢人口の移住促進や町民の転出抑制を図る人をつくります。仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環となり、新たな人の流れが生み出されることも期待するところでございます。

次に3点目の町活性化対策、長柄町元気になるイベント事業についてでございますが、この事業は議員のおっしゃられたように、平成24年度から新規の事業として実行委員会を立ち上げ、始めたものでございます。本町は現在、都市農村交流センター、その前身の休養村事業を初めグリーンツーリズム事業など、町外、とりわけ都市部の方々をこちらにお迎えする、いわゆる交流人口を増やす、そして喜んでいただくということについては一定の評価をいただいているものの、一方ではここに住まわれております町民の皆様の満足度はということに

なりますと、町民が一堂に介するような大きなイベントもなく寂しい、また活気が感じられない。当時行った町民アンケートでは多かったと聞いております。元気イベントの始まりといたしましては、まさにこの結果を受けて、外向きではなく内向きのイベントをというコンセプトのもと立ち上がったものと認識しております。

組織といたしましては、多様なお意見をできる限り反映したいとの思いから、広く町民から募集した広報委員8名を含む16名の委員から成る実行委員会を立ち上げました。このとき、実施基準としてひとまず3カ年の事業としてスタートし、初年度、平成24年度は秋と春の2回、平成25年度、26年度は春に、それぞれ元気まつりとしてご存じの催しを行ったところでございます。

ご質問の実績評価と廃止理由でございますが、数字的なところは残念ながら捉えておりませんが、来場者数はおおむね年々増加し、町民の方々からも好評をいただいていたと認識しており、昨年最後の実行委員会におきましても委員から一定の成果があったものと評価をいただいたところでございます。

3カ年という当初の予定年限を終え、本年4月は元気まつりというイベントの果実を継承しつつ、従来からのダム桜まつりと融合した形で新桜まつりとして新たに始めたところでございます。元気まつりのノウハウを継承し、新たな桜まつりとして引き続きイベントの定着を図りたいと考えておりますので、ぜひともご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、4点目の電力自由化に伴う新規電気事業者の利用についてお答えいたします。

電力自由化により新規参入した事業者は多種多様であり、電気料についてもさまざまであります。町といたしましては、本年度、ご指摘のシミュレーションを含め契約方法などの調査を進め、経費節減につながるよう検討してまいりたいと思っております。

次に、5点目の長柄町健康増進計画・食育推進計画についてお答えをいたします。

町では、健康で明るく元気に生活できる町を目指し、健康づくり対策を進めてまいりました。しかし、現在は生活環境の改善や医学の進歩により平均寿命が延びる一方、生活習慣の変化や高齢化、ライフスタイルの多様化等に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しております。このような状況の中、新たな町の取り組みとしては青年の健康診査及び糖尿病重症化予防事業に取り組みます。

1つ目の青年の健康診査については、30代から早期の健康診査を実施することにより、自己の健康に対する意識を高めいただくことを目的として実施いたします。次に、2つ目の

糖尿病重症化予防事業について、糖尿病は放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こし、医療費等経済的にも大きな負担となるので、糖尿病のリスクの高い方を対象に専門職員が訪問等を行い、自身の健康状態を正しく理解して、食事や生活習慣の改善を指導いたします。また、町の健康や食をめぐる現状を踏まえて、健康づくり部門と関係各部門の連携をさせながら、充実を図ってまいりたいと考えております。

6点目の給食におけるアレルギー対策につきましては、教育委員会のほうから答弁申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 山根議員のご質問にお答えします。

こども園については健康福祉課の所管であります。小中学校とも関連がありますので、1回目の答弁について私から園を含めてお答えさせていただきます。

児童・生徒のアレルギー症状の把握方法についてお答えします。

こども園では、入園前の面接時に聞き取り調査をし、過去に卵やアレルギー食材の摂取後に発疹やかゆみなどの症状が出ているかどうか、気になる点があるかの確認をいたします。あった場合は、かかりつけ医師の診断を受け、長生郡市内統一の様式にて診断書を提出していただきます。次に、小中学校については入学時にアレルギーに関する調査書を配付して、配慮を要するケースがある場合は、該当保護者、学校職員、栄養士、教育委員会担当者が参加しての面談を実施しております。また、こども園との引き継ぎの際にも確認をしているところでもあります。また、学校における校外学習での食事での事故の事例も見られることから、校外学習の事前調査としてアレルギー関係の調査も実施しております。

こうした調査に基づき現在把握している、アレルギーについて配慮を要する数についてお答えいたします。こども園で7名、小学校で7名、中学校で5名が在籍しております。2点目の、過去3年間における誤配や誤食の事例についてはありませんでした。同様に、3点目の過去3カ年におけるアレルギー症状の発生もありませんでした。このことは、毎月献立表作成時に栄養士と教育委員会職員での食材のアレルゲン確認を実施し、アレルゲンの明示された献立表を配慮の必要な子供のいる家庭に配付している効果であるというふうにも思っております。

以上で山根議員に対する答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

それでは、1項目めの各種団体等の会計管理体制についてでございますが、町長のほうから今それぞれ伺いまして、ある意味ほっとしているということでございます。この関係については、官民を問わず、町長からもありましたけれども、こういう横領事件というのは日本全国で毎月のように発生しております。最近では、旭市の干潟土地改良区が約1億9,000万円の使途不明金があることを明らかにしておりまして、経理担当の男性事務局長が私的流用を認めておりまして、不明金は総額で数億円に上る可能性があるということでもあります。これは、毎年度の監査委員、当然内部の監査委員による監査が毎年度行われている、そういう監査があると同時に、3年に一度の千葉県の監査があったにもかかわらず、長年にわたって繰り返されてきたということでございます。町執行部にあつては、今後とも気を緩めることなく管理体制を堅持していくようお願い申し上げるものでございます。これは、答弁は不要でございます。

次に、2項目めのまち・ひと・しごと創生総合戦略計画についての2回目でございます。

国は本年1月に一億総活躍社会の実現に向けて緊急対策として地方創生加速化交付金が創設され、本町においては通称CCRC事業と呼ぶ生涯活躍のまち推進事業が採択されたということでございます。CCRCについては、もともとはアメリカ発祥の地域づくりで高齢者が健康なうちに地方に移り住み、社会活動に参加したり生涯学習に取り組むものとされ必要に応じて介護や医療を受けることができるものであります。日本版CCRC構想は、高齢者の地方移住を進めることで首都圏の人口集中緩和と地方の活性化を図ろうとするもので、国も推進しているところでありまして、本町の重要施策の一つでありますので、本事業の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

改めまして事業の内容についてご説明いたしますと、本町は豊かな自然と特色ある医療機関、健康増進施設が所在し、生涯を安心、快適に暮らせる環境が整っており、東京圏を初めとする都会に住む高齢者が健康な段階から本町に移住され、地域住民と交流しながら健康でアクティブ、活動的な生活を送り、健康状態に応じたケアを受けながら自立した社会生活を送ることができる、そのような町づくりを目的としております。

移住希望者のニーズ調査、空き家・空き施設の調査、移住者の生活支援のため就労を支援するプログラムの策定、健康寿命延伸の予防医学プログラムの策定など、移住、定住に係る一連のソフト面の整備を行います。あわせて、地理情報システムを新たに導入いたしまして、防犯、防災、各種インフラ、独居、要支援者を初めとした町民の分布状況などのさまざまな情報を一元化するシステムを構築いたします。これら移住者を含む全ての町民の支援体制を整備し、生涯活躍のまちとしての基盤を整備するものでございます。

ご質問の進捗状況でございますけれども、この夏までには全ての業務の契約を締結いたしまして、本格的な調査などに着手できるものと考えております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 3回目ということで、先般、町と千葉大学、リソル生命の森の3者連携によるCCRC事業について新聞報道がなされていますが、それぞれの役割分担を改めて伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） それぞれの役割ということでございますけれども、報道にもございましたけれども、千葉大学は教育機関の強みでもある知的資源を生かした生涯学習や学生との交流、全体構想の策定支援、予防医学・健康支援プログラムなどを策定いただきます。リソル生命の森は、所有する多彩な施設や専門のスタッフなど持ち前の資源を有機的に連携、活用し事業推進主体としての役割を担っていただきます。町は、町民と移住者の交流促進、セカンドキャリアの支援、地域の医療機関との調整役などを担い、産官学連携のもと長柄町版生涯活躍のまちの実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 今、課長のほうから長柄版の生涯活躍のまちとその実現に向けてということであったんですけども、この長柄版の生涯活躍のまちについてちょっと確認しておきたいんですが、今回この定例議会の中に上程されております議案第3号で、長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定についてというのが上程されております。その中の第2条の部分に係るんですが、別表の中に長柄町生涯活躍のまち推進協議会という名称の協議会が入っておるんですが、課長のほうから今説明のあったこの生涯活躍のまちという部分の実現に向けての部分が、ここの第3号議案で出ております、今申し上げました推進協議会

に当たるのかどうか、それを確認しておきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議員のおっしゃられているとおりでございまして、まさにその生涯活躍のまちの推進協議会をこれから立ち上げるというような状況でございます。

参考までになんですけども、この協議会につきましては今申し上げました千葉大学、それから事業者でありますリソル生命の森、そして3つの医療機関の長と町などをメンバーといたしましてこれから構成をしていく方向で、今内部調整をしております。千葉大学につきましては、生涯活躍のまちの基本計画を担っていただく部署、それから予防医学関係、健康寿命の延伸プログラムを担当していただく予防医学センターの関係の部署などなどございまして、方面としては多方面の方々に賛同いただくと、協議に入っていただくということで現在調整しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） そうしますと、今この第3号議案の中にあります第2条部分、生涯活躍のまち推進協議会ですか、このメンバー、想定されるメンバーというのは一般の町民というものはほとんど入ってこない。そういう専門職といたしまししょうか、プロといたしまししょうか、そういうもので構成されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まだ内々の状況ですので、最終的な決裁まで回っておりませんが、おっしゃるとおり先ほど申し上げたような形で3団体プラス医療機関、そして町関係ということで、よくある商工会ですとか農業委員会、各種団体等の長などが総合計画等でもご参加いただいているところでございますけれども、これに関しては現在そのようには考えておりません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6回目になりますか。生産年齢人口とは、年齢別人口のうち生産活動の中核をなす年齢の人口層を示すわけですけども、日本では15歳以上、65歳未満の人口がこれに該当するというところでございます。少子高齢化時代を迎えた我が国では、生産年齢人

口比率の低下が著しい反面、高齢化による医療費等の増大が問題化しておりますことから、このCCRC事業については高齢者の地方移住が地方財政を圧迫しかねないとの懸念材料の一つになっているというふうに言われています。

我が町では、昭和60年以降の約30年間で出生率が半減し、高齢化率は約33%と県内でも高く、本町があえてこれに取り組むことによる本事業の将来像を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） CCRCは、健康時から介護時までの継続的ケアを提供するコミュニティーの創出でございまして、ここに移り住んだ方々はなるべく介護にさせない、そのために予防医療、健康支援、社会、地域への参画、参加などなどいわゆる健康寿命延伸が綿密にプログラム化されるものと認識しております。また、リソル生命の森では、2025年までには1,000人の定住者が暮らすコミュニティーを目指すというふうにされておまして、これによる新たな職業が生まれ、結果、本町に雇用と税収をもたらすことも期待されるところでございます。

繰り返しにはなりますけれども、なるべく介護にさせないというこのプログラムを町民全体に行き渡らせ、健康と生きがいに満ちた、住民が集い、自然は豊かで皆長寿で、そんな魅力的な町として全国から注目が集まる、次第に家族ぐるみの移住や町内における雇用の拡大から、いわゆる生産年齢と言われる人々が流入する、または流出、外に出なくなる、そのような好循環を将来に思い描けることがこの事業のポテンシャルではないかというふうに考えておまして、また、そのようになるよう一生懸命努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 回数が何回かわからなくなってしまったんですけども、7回目ぐらいですかね。小説家に深沢七郎さんという方がおられるんですけども、「檜山節考」という作品があります。これは過去に映画化が2回されております。そういうことですけども、気がついたら長柄が檜山になっていたなどという、そういうことはちょっと勘弁願いたいなという気もいたしますけれども、どっちにしろ町執行部だけでなく町民一丸となって支援していく環境づくりも必要であるというふうに感じましたけれども、清田町長はその辺どのようにお考えかちょっとお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今、議員のほうから率直な懸念を伺ったところでございますが、私自身もそのような心配を實際耳にしたことがあります。

しかしながら、このCCRC事業は決してそのような後ろ向きのものではなく、これからの町の仕組みを変えると、そういう可能性がある、非常に夢があると、そういうプロジェクトだと思っております。議員の申されております町をこぞって一丸となって本当に重要であるということ認識しながら、ぜひとも皆様方のご協力、ご尽力賜りたいというふうに思っております。そのためにも、町民に対してしっかりと発信していくこと。先ほども申し上げましたように、さらなる理解を深めていただくことに私たちが努めてまいらなくてはならないと考える次第でございます。

今後も機会を捉えて議会の皆様方には逐次ご報告申し上げさせていただきながら、また相談させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） わかりました。よろしくお願い申し上げます。

続いて3項目め、町活性化対策についてでございます。

当該実行委員会設置要綱における目的の一つでありましたイベントの企画及び実行に関することについては、委員会廃止によって実戦部隊といいましょうか、旗振りといいましょうか、そういうものが不在になってしまいます。今後の新たなイベントの企画立案というものが滞ってしまうというふうに考えるわけですが、町活性化に向けた牽引組織が必要ではないかというふうに懸念いたしますが、いかように考えているのか伺いたしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問に答弁申し上げます。

先ほど町長の答弁からもありましたように、正式な名称ではございませんが、新たな桜まつり、新桜まつりということで、元気まつりを引き継いでということでこの春から実施されたわけでございますが、当該祭りにつきましても実行委員会組織体制をしいてございます。どうしても現状の現段階といたしましては行政主導の部分が重要になってきてしまうというのが実感といえますか、現状かなというふうに捉えておりますけれども、他の先進的な事例といえますか、自治体におきましても今一生懸命になってやっていることが地域の担い手の、

いわゆる掘り起こし、地域の中から人材を発掘するという取り組みが非常に重要視されていると思います。本町においても、今、議員のご質問の趣旨と思われかもしれませんが、そのとおり、そういう牽引の組織というものをつくるに当たっても、自発的というか主体的に取り組んでもらう、そのような人たちを地域から掘り起こす、そのようなことについて私たちのほうで汗をかいて地域に足を運んでやっていくことが重要だというふうに捉えております。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） この町の活性化という非常に難しい課題でございますけれども、今回組織改編によりまして企画財政課というものができまして、それに課長がついているというようなことでございますので、これでもいいんだというんじゃないで、これでいいのかなと、さらなる前進を心がけていただきながら、また企画財政課のほうで頑張っていただければなというふうに思います。

続いて、4点目の電力自由化に伴う新規電気事業者の利用についての部分ですけれども、新電力契約といっても、これは1割とか2割安くなるわけではないというふうに聞いておりますが、仮に1%安価になるとした場合に、本年度予算における町内公共施設の電気料の1%相当分というのは幾らぐらいになるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 予算ベースで申し上げますと、本年度主要施設で3,270万円ほどでございます。直近の決算のデータもあるんですけども、決算ベースでいくと2,700万円程度でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 予算ベースでいいますと30万円前後、決算でいうと27万円ということになります。失礼しました。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 3回目になりますけれども、新聞報道なんですけど、睦沢町のほうで地方創生関連事業として再生可能エネルギーの地産地消を進めようとして、民間企業等と連携して地域電力会社を、6月と言っていましたから今月ですね、今月にも設立するという報道がございました。当面は役場庁舎や小学校、公民館などの7つの公共施設への電力供給を計

画していて、年間約250万円の電気料削減を目指しているということでございます。非常にうらやましいなと思うんですけども、他に近隣市町村の対応について何か情報がありましたらお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長、答弁願います。

○総務課長（蒔田 功君） 近隣の状況でございますが、茂原市、一宮町につきましては今回の自由化の前から民間の電力を使用しております。今回、睦沢町については新聞報道があったとおりでございます。白子町については、東京電力と長期契約を結んでいるとのことでございます。長生村、長柄町、長南町については現在のところ何も行っておりません。

それと、この新電力自由化につきまして、昨年度末に1業者から見積もりを取った経緯がございまして、こちらは主要9施設、役場、小中学校、こども園、給食センター、クリーンセンター、福祉センターでございまして、このときの見積もりが決算ベースで2,700万円の電力使用料に対して削減額が96万1,000円余りということで、率にしますと3.56%程度というような見積もりをいただきましたが、この会社につきましては既に廃業してございます。

先般、睦沢町からこの地域電力会社設立に当たりまして、長柄町でもぜひ利用いただきたいということで、かねて見積もりを依頼したところ、いただいた見積もりが、こちらにつきましては役場、小中学校、福祉センター、こども園、公民館の主要7施設になりますが、2,070万円の電気料金に対し削減額が96万2,000円ということで、削減率が4.6%という見積もりをいただいております。こちら睦沢町につきましては10月から開業ということで、こちらを基本に他の電力会社の情報も収集しながら、長柄町でも電力削減に努めてまいりたいと思います。

なお、睦沢町におきましては、今回の新電力ということで10%程度の削減ということでございますけれども、長柄町におきましてはかねてより電気のピークカット等のデマンドコントロール等によるピークカットを実施してございまして、これらの効果が高いということから、削減率については睦沢町の半分以下ということになっている点について申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 持ち時間があと11分ということでございます。お互いに簡潔にいきいたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

5項目めの町健康増進計画・食育推進計画でございます。本件につきましては、平成27年

3月議会での一般質問で計画策定を促すべく取り上げさせていただいたという経緯があります。執行部のほうからは、平成27年度に策定する旨の答弁をいただいた経緯があります。

ところで、本計画策定に当たっては、アウトソーシングでの計画策定とばかり思っておりましたところ、町職員手づくりの計画策定ということで、マンパワーの不足しがちな本町の人事管理の中で、多忙な業務処理にもかかわらず一生懸命頑張ってくれた職員に感謝申し上げますところがございます。

しかしながら、反面、人的、時間的余裕がない中での自前での計画策定には落とし穴があるというふうに考えます。それは担当職員としての目線、言い換えれば行政サイドの目線だけで見えてしまいがちな弊害が懸念されるからでございます。具体的には、課題に対して住民個々の取り組み、そして町の取り組みというふうに仕分けされているわけでございますけれども、そこに多様な住民の声が反映されていないのではないかという懸念でございます。それについて、執行部においてはどう考えているのかお聞きします。ぜひ簡潔にご答弁いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまの住民の声が反映されていないのではないかというご指摘でございますけれども、今後、次期計画策定に際しまして広く町民の声を反映させるため、町と住民が協働しながら本計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 本計画は平成28年度から32年度までの5カ年間で第1期としておりまして、必要に応じて中間見直しをしていくというふうにあります。そして、32年度には第2期計画を策定することになっていきますから、ぜひその時点で長柄町ならではの取り組み施策を打ち出していくべきかというふうに考えます。また、先ほど述べましたとおり、多様な住民の声が反映されていないのではないかという懸念がありますので、あわせて適宜対応願いたいというふうに考えますが、今、課長のほうからそのような旨の答弁がありましたので、ぜひそういう形でお願いしたいと思っております。

それと、町教育委員会において、平成28年度長柄町学校教育施策として3つの基本施策が明記されております。1つが教育内容の充実、2つ目が学習環境の整備充実、そして3つ目が健康づくりの推進であります。その中で、健康づくりの推進においては給食の充実と食育

の推進というふうに掲げられていますけれども、町健康増進計画、食育推進計画との連携はとれているのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 小林課長、答弁願います。

○健康福祉課長（小林敬二君） 本計画の策定に当たり教育委員会との連携がとれているかのご質問でございますけれども、本計画では食育基本法を踏まえて策定しておりますので、児童・生徒の豊かな心と健やかな体を育てただけのよう、各小中学校及び給食センターと協議をしながら、それぞれの特性を生かし連携を密にとりながら策定し、食育の推進を図っているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 長柄町の小児生活習慣病予防健診のこのデータを見てみますと、小学4年生の肥満傾向児、いわゆる肥満度30%以上ですね、その割合は11.4%で、長生管内の6%に比べてかなり高い数値というふうになっています。また、小学生の4.5%が朝食を食べない、約10%の園児が毎朝食を食べていないということであります。このようなことから、町の食育に関する啓発事業として、小児生活習慣予防教室や親子食育と料理教室が実施されているようですけれども、27年度における事業内容を伺っておきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほどの27年度の事業内容というご質問でございますけれども、まず初めに小児生活習慣病予防教室についてでございますけれども、小学校では4年生を対象に実施してございます。内容といたしましては、生活習慣病のなりやすい度チェックを事前に行い、当日結果を報告し、その後小児生活習慣病についての講話と料理イラストカードの教材を使用して、バランスのよい食事について保健師及び管理栄養士で指導をいたしております。

あと、中学校につきましては、1年生を対象に小児生活習慣病の結果の見方についての説明と、どうして朝食を食べないか解決策を考えようというテーマでグループ学習を実施し、その後、健康食育生活クイズを実施し、生活習慣の予防についての勉強をいたしたところでございます。

次に、親子食育料理教室でございますけれども、こちらは昨年8月に2回実施してございます。合計で16組35名の親子の参加がございました。内容といたしましては、幼児期から正しい食生活の習慣定着を図るため、食べ物を選ぶ力として今回は野菜を選びオリジナルスー

プづくりにチャレンジしたということでございます。それとあと、調理実習を親子で行い、参加者につきましては大変喜んでくれておったという報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、6項目めのこども園及び学校給食におけるアレルギー対応についてでございます。

事故防止策として、その前に先ほどご答弁の中で誤配や誤食はなかったと、あるいはアレルギー症状の発生事例はなかったというふうにお聞きしまして安心したんですけども、それでも事故というのはいつ起きるかわからないというようなこともございます。

そこで、事故防止策としてアレルギー対応チェックリストや対応の手引等は十分に活用されるように配慮されているのか伺っておきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） それでは、十分活用されているかというご質問でございますけれども、こども園について説明させていただきます。

国からの指針をもとに独自のアレルギーチェックリストを作成し、情報を全て職員が共有する体制づくりをし、事故防止に努めておるところでございます。また、給食メニューを保護者に確認していただき個別に打ち合わせをする等の場合もございますので、ご報告のほうさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） お答えいたします。

小中学校ですけれども、現在給食センターでは食物アレルギーのある児童・生徒への給食マニュアル、学校では学校における食物アレルギー対応の手引を活用して事故防止に努めています。活用の方法ですが、各学校及び教育委員会で年度当初や必要に応じてその年の児童・生徒の実態や対応に関する基本的事項について共通理解及び確認をしております。また、消防署員を招聘しての救急講習を行い、その中でアレルギー対応の研修を実施したり、エビペンの研修会や、専門家、薬剤師さん等を招聘しての研修会をしたりして理解を深めている学校もございます。

マニュアル重視の一例としましては、症状の軽い親から毎年の面談は必要ないのではない

かという要望が出されたことがありますけれども、生命の安全にかかわることなので、丁寧な対応をすることで理解をいただいております。基本的にはマニュアルを確実に理解、実践することは大切ですが、それだけを絶対視するのではなく、状況等変化に応じた対応や、必要に応じたマニュアルの見直しも大切なことであると考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） アレルギー症状の方が19名おられるという形の中で、調理の対応方法についてお聞きします。これについては、除去食かあるいは代替食か、またその理由を伺っておきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 小林課長、答弁願います。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまの質問でございますけれども、こども園といたしましては、個別に完全除去対応としてございます。卵アレルギーなどの場合は、加える調理過程の前で対応し、魚等の場合は別料理を提供して対応しております。小麦アレルギーなど、主食のパンや麺類にかかわるものにつきましては、ご家庭から代替品を用意していただく場合もございます。

なお、現在複数の食物アレルギーを持つ園児がいますけれども、その場合はご家庭から代替品の対応をお願いしているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 最後、答弁お願いいたします。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 小中学校ですけれども、除去食及び代替食の捉え方ですけれども、除去食はアレルゲンを含む食材を除いて調理する方法であり、代替食は取り除いた食材にかわる別の食材を加えて完全な給食を提供する方法と定義した場合、本町では、本町の学校給食センターではいずれの対応もしておりません。学校給食センターでは、前にも述べたようにアレルギーのある子供に対してアレルゲンが明示された詳細な献立表を配付し、保護者、子供、学校が除去する食材を確認し、給食時には担任や自分でその食材を取り除いて対応しております。

除去食、代替食をつくるには、安全性確保の上から食材の混入を避けるための施設が必要なこと、また専門の職員が必要なこと、調理器具も完全に分ける必要があること等から、現在は対応できない状況であります。このことを保護者にも説明して納得していただきながら、より安全で安心な給食を提供し現在に至っております。

以上でございます。

- 議長（月岡清孝君） 時間になりましたので。
- 6番（山根義弘君） 園児や児童・生徒が不幸にもアレルギー症状を発症した場合の対応措置をお聞きいたします。
- 議長（月岡清孝君） 小林課長。
- 健康福祉課長（小林敬二君） ただいま対応処置のご質問でございますけれども、こども園につきましては長生郡市内統一の対応マニュアルに沿った対応はもとより、入園前の面接において緊急時の対応方法及びかかりつけの医師等について保護者と栄養士の間で初期対応についての確認をしており、万が一に備えた対応をとっております。
- 議長（月岡清孝君） じゃ、最後です。
- 学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 小中学校ですけれども、症状を発症した場合の基本的な対応ですが、まず当該児童・生徒をひとりにしないことを重視しつつ、皮膚のかゆみ、赤み等症状が軽い場合は保護者への連絡と薬を、薬が処方されていれば投薬等の初期対応を行います。容体が進行した場合は119番通報を速やかに行い、また、ぐったりしたり意識がもうろうとしたりと重症の場合は、ためらわずにエピペン注射、アドレナリン自己注射薬を実際に打つということを行います。場合によっては心臓マッサージ等の対応も実行します。
- 現在長柄町では、エピペンを処方されている児童は一人もおりません。
- 以上でございます。
- 議長（月岡清孝君） 以上で山根義弘君の質問を終わります。
- ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時55分といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時55分

- 議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 次に、1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋朗敬でございます。

質問に先立ちます前に、去る4月14日、熊本県を震源とする九州に大きな地震が頻発し、甚大な被害が発生しております。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々を初め被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、熊本県の皆様を初め被災された全ての皆様方が震災前の笑顔を取り戻して安心して暮らせるようにお祈りを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私は一問一答にて質問をさせていただきます。今回の質問に当たりましては、教育委員会、総務課、そして最後に税務住民課のほうに質問をさせていただきます。

まず初めに、1番、アクアポニックス教育についてでございます。

初めて聞く言葉の方も多いかと思いますが、アクアポニックスとは自然発生した生物が魚の固形廃棄物を野菜の栄養素と変える働きをすることにより、魚と野菜を同時に育てることができる再循環型エコシステムでございます。こうした小さな生態系を身近に感じられ、幼稚園から大学など教育施設でアクアポニックスの設備が導入され、学習体験を実施しております。アクアポニックスは子供から高齢者まで魅力的なものとなり、地方活性化の有効的な未来の農業の取り組みと考え、お聞きしてまいります。

①町内で先進農業に取り組んでいるアクアポニックス農法を視察され、今後町がどのように取り組もうとしているのかお聞きしたいと思います。

2番目、こども園を含め小中学校に食育推進と生態系を身近に感じられるアクアポニックスの設備を導入し、子供たちに安全・安心な循環型エコ教育に興味を持ってほしいと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に2項目め、地域が支える防災力の向上についてお聞きします。

近年では、多くの尊い命が失われました平成7年の阪神・淡路大震災以降、台風やゲリラ豪雨による風水害、土砂災害が多発しております。さらに、平成23年3月、3.11には東日本を襲った大規模地震では津波による甚大な被害が生じています。また、本年4月には熊本を震源とする九州全域に及んだ地震で被害は一気に拡大し、揺れはおさまらず、避難生活を強いられております。災害の規模が大きくなるにつれ被災者の数は増加する一方で、市町村の対応の限界により、災害対応、災害者支援の拠点となる避難運営所にも注目し、災害発生、発動における避難所のあり方や、東日本大震災、熊本地震のように、失ったら取り返しのつ

かない命と心と時間の教訓を忘れることなく持ち続けるためにも、本町としての地域防災対策について質問をします。

①6年に一度巨大地震がいつでもどこでも起こり得ると想定したとき、町はどのような避難所の設営と運営のシミュレーションで準備を進めているかお聞きしたいと思います。

②少子高齢化の進展の要因により、地縁関係で構築された顔の見える隣近所とのつながりが希薄になりつつあります。そこで、町として防災体制の強化を図る上でどのようなことが重要だと考えるかお聞きしたいと思います。

③園児、小中学校への自然災害に対する安全教育の推進について、どのような学習で理解を深めているかお聞きしたいと思います。また、地震や火災などを想定した地域住民参加型の防災訓練の実施となっているのかお聞きしたいと思います。

④町では避難所マニュアルが整備されていると思いますが、町職員が避難所に行けない、自主防災組織や自治会が機能しない、災害時要援護者対応の不備が支障を来さないかお聞きしたいと思います。

⑤自主防災組織率及び地域防災率を高めるために、自治会への出前講座を初め、地域防災リーダーの育成をどのように考え、災害時の被害発生予防と拡大防止に自助・近助・共助精神の醸成をどのように取り組むのかお聞きしたいと思います。

⑥町は、大規模災害などの発生に行政機能を維持するBCPの策定をどのように検討し、対策シミュレーションをしてきたのかお聞きしたいと思います。

⑦洪水ハザードマップを流域・広域洪水ハザードマップに切りかえる必要があると考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

⑧無人機ドローンを所有する企業と防災協定を締結し、人的、物的被災状況の早期確認、資機材搬送等により被害の拡大防止や早期復旧につながるようにドローン防災を実施すべきと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

⑨大規模災害を考えたとき、避難者等の飲料水が必要となることから、本町に給水車を配備し危機管理を持つべきと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

⑩避難所開設運営、災害時要援護者対応を専門としたつなぎ役、機能別消防団の確保をする考え方はないのか伺いたいと思います。

⑪現在、広域市町村圏組合西消防署味庄分署に放置してある、保管してあるという形の中の消防車両を機能別消防団に配備し、災害発生時に大きな力を発揮できるようすべきと考えるが、見解をお聞きしたいと思います。また、広域市町村及び町が使用していた消防車両や

町の公用車、備品等を売却できるシステム、官公庁オークションを利用して自治体の財源を確保すべきと思うが、見解をお聞きしたいと思います。

最後、3項目め、収納率向上に向けた徴収対策についてお聞きします。

滞納額が毎年増加している傾向にある中、各自治体で徴収不足による多様な住民ニーズに対応できない現状があります。これを解消するため、調定額が確実に収納され財源確保ができれば、安定した行政運営が確立されていくと考えます。地方交付税は今後も減少となっていくことが予想されることから、税を納めやすい環境づくりを整備することにより、収納率を向上させ安定した財源の確保につなげていくことが重要と考え、徴収対策についてお聞きします。

①住民から要望の多い中、現在県内54市町村のコンビニ収納を導入している自治体の状況をお聞きしたいと思います。

②納税者の納付機会の拡大や利便性の向上の要望を考え、町はコンビニ収納に向けてどのような検討をしてきたのか、また、現在の取り組み状況をお聞きしたいと思います。

③コンビニ収納は、事務処理に納付速報値の情報が早くつかめ、督促状、催告状の作成、郵送費の無駄が省かれ、滞納整理事務の軽減効果及び費用対効果が図れると思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

④クレジットカード収納を平成20年度より実施されていますが、町がカード会社に支払う手数料が納付額の1%と高く、現在住民ニーズに対応した公平確保の収納方法とは思えませんが、見解をお聞きしたいと思います。また、コンビニ収納を導入した場合には、経費面において二重投資をすることのないスムーズなシステム造成が可能となる業者を選定して、本町の電算委託業者を利用した収納代理業者を選定することが現状最も有効と考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後、⑤行政機関にとって、滞納整理は悩ましい懸案で特に苦心する業務であります。税負担の公平性、納税秩序の維持などの観点からも、さらなる納税促進を進めるためにインターネットによる不動産及び動産の公売を実施し収納率を向上させ、安定した財源の確保を考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

これで私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

1 項目めのアクアポニックスに関するご質問についてお答えします。

近年特に普及した水耕栽培と水産養殖を掛け合わせた未来の農業であり、環境に配慮した循環型農業として注目をされているとのことでもあります。

1 点目の本町での取り組みについてのご質問でございますが、新しい農業のスタイルでありますので、どのような可能性を持っているのか今後も注視してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

なお、教育関係につきましては教育長から答弁させていただきます。

2 点目に地域が支える防災の力の向上についてお答えします。

川嶋議員のご指摘のとおり、災害はいつ起こるか、そしていつ起きてもおかしくない状況と言えます。さきの熊本地震は想定外の揺れで、地震の恐ろしさ、災害対策の難しさを改めて痛感したところでもあります。私といたしましては、町の最高責任者として改めてその覚悟を胸に刻んだところでもあります。被害を最小限にするためには、ご指摘のとおり地域の支えが不可欠であります。自分の命は自分で守る、自分の地域は自分たちで守る、このことを土台として、町民の皆様とともに町と一体となった防災力の向上をこれからも推進してまいります。

まず、1 点目及び4 点目の避難所の関係、2 点目の防災体制の強化、3 点目の園児、小中学校への安全教育の推進及び防災訓練、5 点目の地域防災リーダーの育成、全てに共通することと存じますが、ご指摘のとおり地域防災力が重要であります。そのためには、町として自主防災組織の推進、研修会等による防災リーダーの育成、防災訓練の強化及び自然災害への安全教育の推進を実施してまいります。

6 点目の大規模災害発生時のBCPの策定についてでございますが、私の不在時の代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気、水、食料の確保、通信手段の確保及び重要データのバックアップの5 項目については、BCPは作成されておりましたが、おおむね個別の対策を講じております。1 項目め、非常時最優先業務の整備について未着手の状況であります。未着手部分を含めBCPについて策定を急いでまいります。

7 点目の流域・広域ハザードマップ、9 点目の給水車及び10 点目の機能別消防団につきましては、長生郡市7 市町村に関係しますので広域的に協議してまいりたいと存じます。

8 点目のドローン防災につきましては、災害協定を視野に事業者と協議したいと存じます。

11 点目の官公庁オークションについては、町所有の財産についてオークションの対象となる物件については実施してまいりたいと存じます。

次に、収納率向上に向けた徴収対策についての1点目のコンビニ収納を実施している県内自治体の状況についてお答えいたします。

本年4月1日現在では、県内54市町村のうち48市町村が導入済みであります。未導入の市町村のうち1町が平成29年度に準備し平成30年度から開始する予定であり、他の4市町村は検討中とのことであります。

次に、長柄町のコンビニ収納の取り組み状況であります。現在早期導入に向けて情報収集等、準備を進めております。今後の予定では、29年度においてシステム改修、納付書作成、収納代行会社との契約を経て平成30年度から開始いたします。

次に、コンビニ収納における滞納整理事務の軽減効果及び費用対効果についてですが、コンビニ納付は全国のあらゆる店舗で24時間納付が可能となるため、遠方の在住者や忙しい方々にも対応できるようになり、納税者の利便性が向上いたします。また、納付速報が5日と他の金融機関より早期に判明することから、経費の削減に寄与いたします。同時に、現在行っている夜間・休日窓口納付件数の減少が見込まれ、滞納整理事務等の軽減が図られます。

次に、クレジットカード収納の現状と今後についてお答えいたします。クレジットカード収納は年間利用者15人から20人程度であり、利用者は限られております。また、カード会社に支払う手数料も1%となっております。コンビニ収納は、税額にかかわらず1件62円の手数料で済むことなどから、今後クレジット収納のあり方について検討してまいります。

最後、インターネット公売についてお答えいたします。

新たな公売処分の一手法として、広く参加者を募りやすく、高価落札が期待できるインターネット公売を導入することは、滞納処分を促進し滞納繰越額の縮減を図る上で有効な手法と認識しております。このことについても、早期導入に向けた事務作業を進めてまいります。

川嶋議員の質問に対してお答えを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 川嶋議員さんのご質問に答弁させていただきます。

小中学校でアクアポニックス設備を導入し、興味を持たせたいとのご質問にお答えします。

小中学校では、現在食育や環境教育を大事な柱として教育課程を実施しております。現在の計画では、その中にアクアポニックス教育は含まれておりません。日本では余りなじみのない内容ですので、過日町内の施設を参観し説明をしていただき理解を深めたところです。各学校に聞き取りをしたところ、現状ではアクアポニックスを導入する予定はないというこ

とでしたけれども、アクアポニックスについては動植物の観察による情操教育、システムの内容を含めた知的好奇心の刺激、生態系の理解など環境教育、食育、理科教育などにおいて活用できる可能性があるということから、各学校に情報提供していきたいと、そういうふう
に考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

このアクアポニックス、初めて見られたことと思います。私も初めて見て、こんなやり方があるのかなということで驚いたわけなんですけれども、せっかくこの町内で農業、新しい農法を推進されている方々がおりますので、これを町外にPRするとせっかくの財産がまた失われてしまいますので、まずはこのアクアポニックスをこの4つもしくはこの庁舎の産業課の前にも水槽がございまして、この食農を考えますと、まずは目の前の子供たち、そしてこの官庁からスタートしてほしいと。願わくは、道の駅でもやはりあわせて置いてほしいなというのが私の希望でございます。

それは、今教育長さんがお話しされたとおりに、これはまさしく平成20年に文科省のほうで中央教育審査会の答申が出されております。何と出されているかという、やはり平成17年度に食育基本法が制定されて、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために何よりも食が大切であると、このように会議を開いております。

また、もう一点、昨年、27年12月には、この中央会の会議の答申で地方創生の動向に見る学校と地域の連携、協働性の必要があるんですよと、このように答申をしております。先ほど申しましたように、地域、この長柄で新しい農法をされておる方でありまして、外から長柄に新しく来た方でございます。ですから皆さん方、この宝をやはり生かしていただきたい、そして現状のこの水生を利用した教育を盛り込んでもらいたい。新しい農業を目指してほしいと思っております。

しかしながら、そんなことを言っても、値段3万5,000円、高いもので300万円ということを知っておりますので、やはり財源が必要じゃないかなというように私は思います。

そこで財源のお話をしますと、以前3月の予算、賃金のお話を教育長さんのほうにしたかと思いますが、現在、野田市さんでは市民向け特典付ふるさと納税ということが実施されております。これも新しいふるさと納税でありまして、野田市さんは学校施設整備等基金を平成27年10月1日より施行されております。それに伴って返礼品等の条例も作成してお

ります。これは長柄町もできることです。

そこで町長さんのほうにお尋ねをしたいんですが、この町民型の目的を持ったふるさと納税を長柄町でもぜひ広めていただきたい。そして教育施設基金を募ってもらいたい。先ほど、デマンド交通のお話も出ました。しかし、空調設備の事業も行っておるし、昨年にはトイレの洋式化のお話もさせていただきました。この基金の積み立てからぜひふるさと納税を活用していただきたい、目的納税として使ってほしいという思いでございます。

そしてもう一点は、昨年度から行われております国際交流事業、海外交流研修が行われております。現在は長柄中学校、長南中学校2校合同でこの海外研修が行われていて、以前大岩議員からも、やはりみんなで参加させたい、しかし家庭によってはいろんな事情があるんだと、でも子供たちには、やはり応援する私たち町民が必要じゃないかなというように考えます。本日は長南町から議員さんも傍聴に見えておりますが、ぜひ長南、長柄、壁を乗り越えてお互いに手をとって、この基金を使ってぜひこの子供たちに夢ある事業に取り組んでいただきたいと思いますが、町長さんの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（白井 浩君） ふるさと納税につきまして、私のほうからということでお願いいたします。

現在のふるさと納税の仕組みの中で、子供たちの海外交流の関係の目的ということで現在も目的、銘打っているという状況でございますので、今議員からおっしゃられた部分につきましても、今後その辺の追加などにつきまして検討してまいるといようなことと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） この基金の積み立ては目的を持った基金の積立ですので、デマンドというお話が出ましたが、デマンドはデマンドのほうの基金をやはり募っていく条例措置をとっていただきたいというように思っております。

そして、寄附金に当たります公選法がひっかかってしまうというのも事実です。公選法第192条の2の1により、私が町に寄附しますと、これはひっかかってしまいます。しかし、私が長南町に寄附しますと、子供たちのためにすると、これはひっかからない。お互いのやりとりでぜひ基金を募っていただきたいというのが一つの提案であります。

次に防災についてお聞きします。30分ありますから。

まず、①大統領レベルの権限を持つ町長さんのほうにお聞きしてまいりたいと思います。これは憲法第93条でも載っておりますが、以前、小泉純一郎元総理が、人生には3つの坂があると、上り坂、下り坂、そしてまさかということで、このまさか、これは私も釜石市のほうにいろんな担当者に聞いたんですけれども、防災の担当者でもまさか津波が来るとは思わなかったということをお話をしておりました。実際に啞然として、担当者はしてしまったんですが、本当にこのまさかというのが想定外だったのかどうかというのがあります。

先ほどの答弁の中で想定外の恐ろしさというようなことがお話しされましたが、本当に想定外なんだろうかと。熊本地震、4月14日発生しました。多分小泉純一郎元総理も、まさかうちの子供の進次郎の誕生日に熊本震災が来るとは思わなかったと言ったかどうかはわかりませんが、それほどまさかという言葉がよく出てきますけれども、このまさかというのは本当に想定外なのだろうかとということで、考えなくてはいけないんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、住民の生命、身体、財産を災害から保護するために、町長さんにとって危機管理とは何か教えていただきたいなと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 東日本大震災におきましては私の親類も亡くなっておりまして、私も向こうの関係の方も知っております。

一番の津波がまさかという話が今ありましたが、オオカミと少年の話であります。避難訓練はやっておったですね。やっておったけれども、高いところは逃げられなかった。それが一点。人間はやはりだんだん横着になってきます。日ごろの訓練が、いや、どうせやっても来ないよ、同じじゃないか。ところが、ほとんど命を亡くしたのは車に乗った方です。車が動くと思っていた。実際は、信号はだめだ、電車はストップだ、電車の踏切はカンカン鳴ってしまっている。車でいつか開くんだろうと思っていた、そういう方が命を落とされた方がたくさんいらっしゃいます。

そういった意味で、まさかの坂といういわゆる想定外という、あれだけの津波が来ると、東北の3県の人たちは、千葉県の人、静岡、和歌山、高知同じように、皆様は地震に対しての恐ろしさは十二分に知っていたはずですが、十二分に知っていたにもかかわらず、あれだけの被害が出た。これが先ほど申し上げましたオオカミと少年の考え方です。私は最高責任者としてやはり大事なことは、組織そのものはきちんとつくることは、これは最も大切

であります。でもその中で、日ごろの訓練、今議員がおっしゃられましたまさかの坂があるんだよと、想定外というのはあるんだよと、自然というのそういうものなんだよと、人間は自然の中で生かされているんだよと、日ごろからそういう危機意識を持つことが、まず私としては町民にお互いにそういう意識を共有していくということが大切かというふうに思います。

そういった中で、それじゃ、この町をどうするんだといったときに、例えば裏の崖が崩れたよと、俺のところの崖が崩れるわけねえじゃねえかと思っているのが、南阿蘇村のあの自然を見てください、とんでもない量があつた土砂崩れであります。ああいうことを想定したでしょうか。そういうものを、私どもが日々やはり訪れるんだと、あるんだというようなことを認識していくということが大事かというふうに思います。したがって、発災したときに、地震だとか火事だとかありますが、地震で想定した場合に車はまず走れない。日ごろあることが、当たり前ができない。例えば、ひねるとジャーッなんていう水は出ない、トイレも使えない、歩くなんてこともできない。夜は真っ暗。そういったことを想定していきながら、やはり地域防災としての我々の心の準備、町の準備をしていく。それがまず前提となるんだろうというふうに思います。

これから、いろいろ細かいところとか一つ一つはやっておりますが、トータル的にどういう発災の仕方になるのか、そのこともこれから想定していかなくてはならないだろう。地震の震度によることも違います。これも、火事も想定されると思いますけれども、地域全体が入るといことはそういうところの、被害とかその辺のところはやっていくと。町を担っていく者としては、ぜひ私は、長柄町を離れるときには鈴木副町長にはきちっと言って、どこに行くかと、隣の県にはなかなか行かないようにします。そういったことで頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

では、せっかく聞きましたので、私の危機管理をお話しします。防災に限らずこの予算についても、どんなことにあっても危機管理というのはやはり想像と準備だと思っています。ですから、日ごろの一番に出しているシミュレーションというのは、やはりどんなことが起きかわからないので、この想像と準備をしておいていただきたいということでもあります。

そこで、時間も押し迫って1番までしか行っていませんけれども、この防災計画の中の183ページにボランティア協力計画というのがあるんですね。これを見ますと、このボラン

ティアの協力の中に、県は関係機関と十分な連携を図りながら迅速な対応をしていきましょ
うと、ただし災害が発生したらと書いてあるんです。災害が発生してから協力するのは、も
う危機管理ができていない状態のこの防災計画書であります。ですから、災害が発生する前
に何をしなければいけないか、発生するための訓練、シミュレーションを考えなくてはいけ
ないということが必要になってくるかと思います。

ここの中で、ではお聞きします。一番上にボランティアの方々千葉県社会福祉協議会及
び各市町村の社会福祉協議会が連携を持ちなさいと、こう書いてありますが、長柄町は千葉
県の社会福祉協議会と町の社会福祉協議会、協定を結んでおりますか。結んでおるんでした
ら、その日にちを教えてください。福祉課長、結んでおりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほどの川嶋議員さんのご質問ですけれども、防災計画の中
に183ページですか、ボランティア計画というものがございまして、長柄町の社会福祉協議
会とあと千葉県社会福祉協議会等で平成22年11月1日に協定のほうを締結してございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 納得しました。このように一つ一つがシミュレーション、危機管理に
つながってまいりますので、やはり協定を、広域災害というようにうたっていますが、どん
な災害でもこういった協定のほうは結んでおいていただきたいと思います。

そして、先ほど訓練ということをお話ししましたが、長柄町においてはこの災害のボラン
ティアセンターの運営訓練実施要領というのがないんですね。ですから、この要領につつま
してもぜひ作成のほうをして、ボランティアの方々、日ごろの防災訓練で赤十字社の方、ボ
ランティアの方が炊き出しをするだけではなく、ボランティア全体としてのぜひ防災訓練の
実施要領をつくっていただきたいと、こういうふうに思います。

時間がなくなってきましたので飛ばしてまいります。

大切な③防災教育についてお聞きします。

これは先ほどお話ししましたように、岩手県の釜石市、茂原市に当時勤めていまして、随
分ご協力をさせていただきました。そんな中で、釜石市の防災教育というものが強くうたわ
れております。実はこういったDVDの教材も出ております。私はこれを何度見ても涙が出
てくる教材であります。ぜひ学習としても全て役立ってまいりますので、こういうものを子
供たちは見て防災の力をつけていただきたい。釜石までは行きませんが、ぜひ長柄でとって

いただきたいと思います。

そこでお聞きします。自他の危険予防、危険回避の能力を身につけることができるように、発達の段階を踏まえつつ、学校教育活動全体で取り組むことが重要と考え、本町における地域防災の実情に向けた防災カリキュラムを今後実施する考えはないかお聞きしたいと思います。

ご指名したほうがよろしいですか。本町、長柄町の子供たちの防災教育のお話をさせていただいておりますので、子供たちの防災力を身につけるために授業の中でカリキュラムをつくる考え方はございますかという質問です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現在でもその防災関係については、学校教育の中で大事な要素として取り扱っております。通常の避難訓練等についても、地震、火災、不審者等を想定した中で年間を通じて行っておりますし、長柄町独自の取り組みとしては、町を挙げて住民の協力のもとに小学校、中学校の子供たちが、下校時に地震が起きたらどうしようというようなことで避難訓練をしているのは多分長柄町だけかなと認識しておりますが、そういった住民を巻き込んだ防災の訓練等も実施しております。

今後は、学校教育の中でのカリキュラム云々というようなことですが、今実際にはそういった形での系統立ったカリキュラムはございませんが、学校の中で、各学校で安全教育の全体計画、年間計画というようなものを構築する中で取り組んでいるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 今、教育長さんのほうからお話を受けましたが、防災無線が流れまして、本日は訓練をやりますよといったときには子供たちは家に着いているんです。親が車で迎えに来て。地域の人に助けを求めようと言っても車で迎えに行きます。果たしてそれが防災訓練になっているかどうかについては、私はなかなか理解しないんですが、ながらこども園を経験しておられる園長先生、教育長さん、これは岩手県もそうなんですけれども、このように言っています。東日本大震災は保育園と幼稚園が一番安心・安全、生きる力を知っていた。99.8%の子供たちが助かったんです。子供たちが何よりも知っているん

です。なおかつ幼稚園、保育園の子供たちが一番よく知っていた。

ご存じのとおりながらこども園は毎月防災訓練をやっていると思います。あれは先生の方だと思います。ぜひ保育園、ながらこども園だけでなく義務教育課程に上がってもこの防災教育というのは十分理解して、自分だけではなく他人も助けなければいけないという教育を進めたカリキュラム、もしくは講演でも構いません。ぜひ進めていってほしいというのが私の考え方であります。これは要望ですので。

まだ時間がありますので、先ほど本吉さんが質問したのがありますから省くことができ助かっていますが、⑥のBCP対策ということで、今後BCP対策については5項目挙げて、やっていきますということで理解を深めました。しかし、BCPだけではなかなかこの防災、広域災害を乗り切ることができないんですね。ですから、CCPとあわせてこの対策を検討していってほしいと思います。

総務課長、CCP、ご存じだと思いますが、CCPとBCPのご協力をぜひ進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

私もこのごろ覚えたんですけれども、BCPにつきましては事業継続計画でございまして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり大きく6項目あるということでございます。先ほどの答弁のとおり、5項目についてはいずれも策定はされていませんけれども、個別の対策は講じているというところで、これらを整理して未着手分にあわせまして策定を急ぎたいと思います。

あわせまして、こちらは役所の関係ですけれども、CCPはコミュニティー、地域の継続計画ということだと思います。これらについては、川嶋議員の表題にありますとおり、地域防災力というのがやはり土台になるということで、町といたしましては防災訓練、あるいはその防災講師を通じて地域の防災リーダーを育成というのが急務であると考えております。そのためには、我々役所の人間がまずそういった知識理解を深めた中で、こういった事業継続役を身にしみ込むまで覚えた中で町民の皆様にもご協力をお願いすべきことだというふうに認識しております。そういった点を踏まえまして、今後各防災訓練や講師を通じてリーダーの育成、地域防災力の向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ぜひこのCCPもあわせて、せっかく長柄にも企業たくさんございます。企業の力というのは、いざというときには大きな力を発揮します。時間があればキンビールのお話をしたいところですが、阪神・淡路でもキンビールの方々がビールを抜いて水を配ったということで、感謝を被災地から喜ばれている例もありますので、ぜひCCPのほうも考えて進めてください。

それでは、⑨災害に備えた給水車であります。以前、鶴岡議員のほうから、茂原市では飲料水兼用耐震性貯水槽を11カ所設置しておりますよということで、お話が議会でもございました。しかし、なぜ12年以降やらないのかなど。一般質問が出た中で、なぜ地域の要望に応えられないのかなどというように思っはいたんですが、やはり当時で4,000万円、100トン級のこの貯水槽で5,000万円ですか、4,900万円であったものが今は6,000万円超えているそうです。これはほとんどが、財源が市町村であります。起債を起こすわけにもいかないし、負担がのしかかってしまいますのでなかなか、たとえ50トンであっても、60トンであってもできないというのが現状で、11カ所で進まないというような状況でありました。そのかわり、広域水道は給水車を2台設置しまして、2トンを導入して断水や災害時に対応しているかと思えます。災害が発生してからでは遅過ぎますので、その辺を考えて、消防防災整備費補助金というのがあるんですね。これは総務省と消防庁のほうの2分の1の補助がありますが、ぜひこの補助金を使って前向きに検討していただきたいなというように要望しておきます。

次に、⑩もお話をしてくれましたので、私のほうからは最後の⑪についてお聞きします。この官公庁オークションはやるということですので、ぜひやっていただきたいと思えます。

私がなぜこういう話をしたかという、広域市町村圏組合、この消防署に保管してある消防自動車両10台、この長柄町に今年度、消防自動車が、ポンプ車が2台入りました。1台1,750万円するんですね。2台で3,500万円なんです。確かに特装車ですので価格が高いんですね。高いから消防機庫に、分署に置いてある10台がそのまま販売されないのは、入札されないのは、ネットオークションされないのは官庁としてはおかしいんじゃないかと。

先ほど広域的に相談するというお話が出ましたが、長柄町も一部事務組合の長生郡市広域に負担金、特別負担金をお支払いしています。このお金は長柄町の住民の血税です。ほかの町村、市町村も血税です。血税が10台保管、放置されるということは非常に残念であります。お話ししましたら、この10月に入札をかけて売却してまいりますということでしたから、き

っと広域のほうにいいお金が入ってくるんじゃないかなというように、言わなければやらないではなく、ぜひ自分の目で危機管理をもってすぐ即売していただければ広域のほうに資金源が入ると、財源が増えると。そして新しい消防自動車を買いたいということの発想をぜひしていただきたいというように思っております。

防災のほうはこれにして、最後、残り時間が少ないですが、収納対策について5点お話をしましたが、私がお話しできますのは、答弁は結構ですので、まずはクレジットカード収納、1%、これは今の時代合わない事業です。これは、1%という公平性が20人程度ということ、長柄の町民から考えれば、ここは全て公平性がとれていません。ですから廃止なんです。そしてこの3月にも前納報償金制度のお話をしました。今年度390万円の予算が計上されています。平成8年の合併協のときに、皆さんでスクラム組んで廃止しようと言ったのに、長柄は残っているんです。こういったスクラップ・アンド・ビルド、要するに無駄なものは削って新しい事業を取り組んでいく、これが危機管理であると思います。

ですので、こういった事業につきましては一日も早く削減してもらって、平成30年4月1日からではなく、本年度からでも納付書の作成スタイルが決められます。12月補正組んだらいいじゃないですか。新規事業でこの経費を組めばいいと思います。組むことによって、来年度削減すれば、その分が与えられるじゃないですか。ですから、平成30年4月を待たずにしても、この事業はまだ9カ月ありますから、私は多分6カ月でできると思います。半年あれば十分です。なぜならば、ほかの市町村はもう既に始まっています。エネルギーを使わなくていいんです。電算委託業者も決まっています。ですから、その電算委託業者と十分協議して、平成30年とは言わずに、町民のニーズに応じて29年4月からでもできる努力をさせていただきたいということで、収納対策につきましての私のお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で川嶋朗敬君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす10日は午後1時に開会いたしますのでご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

平成28年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年6月10日(金曜日)午後1時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 報告第 1号 平成27年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第 1号 長柄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 長柄町企業立地促進条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 6号 平成28年度長柄町一般会計補正予算(第1号)
議案第 7号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 発議案第1号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
請願第 2号 「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 追加日程第1 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

発議案第3号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書

追加日程第2 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第3 議案第8号 契約の締結について

出席議員（12名）

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	石井正信君	健康福祉課長	小林敬二君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君
会計管理者	大塚真由美君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記長	蒔田功君	農業委員会 農事務局長	若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田孝一 議会書記 安部吉輝

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

また、傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（月岡清孝君） 日程第2、報告第1号 平成27年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 報告第1号 平成27年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

報告第1号の一般会計でございますが、梅乃木荘耐震改修設計業務ほか6件の繰り越しになります。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月4日の議会定例会におきまして、繰越

明許費の議決をいただいたもので、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを報告するものでございます。

なお、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 報告第1号 平成27年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明を申し上げます。

報告第1号繰越計算書をご覧ください。

2款1項総務管理費、梅乃木荘耐震改修設計業務486万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費3,849万7,000円、社会保障・税番号制度事業費235万2,000円、地方創生加速化交付金事業の繰越明許費設定額は7,650万円でありましたが、デマンドバス事業が内閣府の審査により不採択となったことから5,800万円の繰り越しとなりました。

3款1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業3,098万円。

続きまして、7款2項道路橋梁費、（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業の繰越明許費設定額は1,829万4,000円でありましたが、476万7,000円が27年度内に執行できましたことから1,352万7,000円の繰り越しとなりました。

最後に、9款4項社会教育費、公民館土質調査及び基本設計業務638万4,000円です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 以上で報告を終わります。

◎承認第1号～承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求

めることについてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことを受け、長柄町税条例等についても一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

主な改正点は、延滞税の計算期間の見直し、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の種別割と環境性能割の創設、軽自動車におけるグリーン化特例の延長、医療控除の特例の創設、たばこ税に関する経過措置等になります。

なお、詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 補足説明をさせていただきます。

長柄町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明をさせていただきます。

主な改正点につきまして、附属資料1の新旧対照表に基づき説明させていただきます。

初めに、1ページでございます。

第18条の3でございます。このたび、現行の軽自動車税が種別割に名称変更となるためのものでございます。

次に、第19条です。これは、平成26年12月の国税にかかわる最高裁判決を踏まえ、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、延滞金の計算期間等について所要の措置を講ずることとなりました。具体的には、当初の申告書が提出されており、かつその当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から、当該税額を増加させる修正申告書の提出日または更正の通知をした日までの期間を、延滞税の計算の基盤となる期間から除くとされたことに伴うものでございます。同様に、3ページから4ページの43条、5ページから7ページの第48条、7ページから9ページの第50条は同じ趣旨によるものでございます。

次に、2ページになります。

第34条の4法人税割の税率改正です。国は消費税10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の税率を引き下げ、この相当分を国税の地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税の原資化にいたします。このため、

税率を9.7%から6%に改正するものでございます。平成29年4月1日からの施行となりますけれども、消費税の10%の引き上げを前提とするものであります。先般、10%の引き上げは2年半延期されるということでございますので、今後この規定は何らかの改正があるものと思います。

次に、9ページ、第56条でございます。固定資産の非課税の適用を受けようとするものの追加規定になります。

次に、10ページの第80条になります。環境性能割の納税義務者についての規定と、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

11ページの第81条でございます。法規定の新設にあわせ、軽自動車税のみなし課税について規定するものでございます。これは、所有権留保付きで割賦販売された場合には、買い手を所有者とみなして課税するものでございます。

次に、12ページ、第81条の2でございます。条例において規定するということになっております日本赤十字社の所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定するものでございます。

次の第81条の3から第81条の8は、それぞれ環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免について規定するものでございます。

13ページの第82条から18ページの91条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等による規定の整備になります。

続きまして、19ページの附則第6条でございます。現行の医療費控除においては、支払った医療費の10万円、もしくは年間所得の5%のいずれか低いほうの金額を超えるものを医療費控除となっております。この現行の医療費控除の特例といたしまして、医療用医薬品の有効成分が転用されたいわゆるスイッチO T C医薬品の控除が創設されるものでございます。具体的には、薬局等で購入するスイッチO T C医薬品の購入額から1万2,000円を差し引いた額が控除額となるものでございます。

続きまして、附則第10条の2でございます。この条文は、固定資産税等の特例措置にかかわるもので、地域決定型地方税制特例、通称わがまち特例による再生可能エネルギー発電設備にかかわる課税標準の特例措置を2年延長させるものでございます。第4項から第8項までそれぞれ太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電設備にかかわるものでございます。

続きまして、20ページ、第15条の2でございます。軽自動車税の環境性能割、これは軽自動車取得税にかかわるものでございますが、この賦課徴収は当分の間、県が行うというものの

規定でございます。

第15条の3では、身障者に対しての減免の規定でございます。

第15条の4では、軽自動車税の環境性能割の申告は、当分、県知事に対し行うものとする規定でございます。

21ページ、第15条の5でございます。軽自動車の環境性能割の賦課徴収は県が行うため、この費用を町が県に納めることの規定であります。

第15条の6第1項では、営業用の軽自動車の税率の特例を規定したものでございます。

第2項では、軽自動車につきましては、税率を2%までとする規定でございます。

次の第16条でございます。これは軽自動車税の種別割になりますが、新車としてから使用開始が13年を経過した車につきましては環境負荷が大きいものとし、経年重課ということになりまして、標準税率よりおおむね20%の増税となることを規定したものでございます。

次に22ページ、第2項でございます。平成27年度から低排出ガス及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車に対し、グリーン化特例が導入されております。この制度を1年延長させるものでございます。電気自動車、プラグインハイブリッド車などは、標準税率をおおむね75%軽減させることを規定しております。

また、第3項では、規定の排出ガス基準や燃費基準、これをクリアしたものにつきましては、税率をおおむね50%軽減させること、また第4項では、同様に定められた基準達成車につきまして、おおむね25%軽減させることを規定したものでございます。これらの規定は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、初回車両番号の指定を受けた場合が対象となります。

次に、24ページでございます。

これは、平成26年条例第10号の附則の改正でございます。

平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車税の種別割の税額を規定するものでございます。

次に、26ページから最後の29ページになりますが、これは平成27年条例第12号の改正でございます。平成31年までの各年の4月1日現在で、旧3級品紙巻きたばこ税が段階的に引き上げられます。町たばこ税は、卸売販売業者が小売販売業者に製造たばこを売り渡したときに課税されるものでございます。税額改正前に売り渡しが行われている場合には、引き上げ前の税率で課税されているということになります。既に流通段階にある紙巻きたばこ3級品に対して、税率引き上げ分に相当する、いわゆる手持品課税を行うための規定の整備になり

ます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

軽自動車税の税金なんですけれども、現在、一般に農家の人たちが使用している軽自動車税はたしか4,000円ぐらいだと思うんですけれども、この4,000円が5,000円に値上げするとうような内容でしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○税務住民課長（石井正信君） すみません、4,000円、小型特殊自動車でございますか、農耕車でございますか、農家がよく使っているというのは、軽自動車、軽トラ……

〔「軽トラ」と呼ぶ者あり〕

○税務住民課長（石井正信君） 軽トラでよろしいですか。軽トラにつきましては、新しい税率が3,800円になります。

〔「安くなったんでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は1時半といたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時27分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

○税務住民課長（石井正信君） 手持ち資料の見る欄が違っておまして、軽トラにつきましては4,000円が5,000円ということになります。それから、13年以上経過したものにつきましては6,000円、環境によくないということで6,000円になるというようなことでございます。

一般的に、軽自動車につきましても7,200円が1万800円、それから重課税ということで1万2,900円ということございまして、この新税率につきましては、今年の4月1日からの

新車購入にしたものということでございまして、それ以前のものにつきましては従前のおおりの税率ということになります。

大変失礼いたしました。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） これで質疑を終わりにいたします。

討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、長柄町国民健康保険税条例についても一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

改正の内容につきましては、課税限度額の引き上げと保険税の減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法の変更であります。

なお、詳細につきましては税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 補足説明を申し上げます。

長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

附属資料2の新旧対照表でご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第2条第2項でございます。国民健康保険税は、所得割額と被保険者均等割額並びに世帯別平等割額を合算した基礎課税額の52万円が上限額でございます。これを54万円に改正し、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額も同様に、17万円から19万円に改正するものでございます。これは、高齢化等で増加する医療費に対応するため、高所得者層により多くの負担を求めるためのものでございます。同時に、低所得者にかかわる保険税軽減の拡充を図るため、第21条の国民健康保険税の減額にかかわる条文の改正を行うものでございます。

第1項になります。第2条の改正にあわせた規定の整備と均等割額を軽減するための判定割合、5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者に乘すべき金額を47万円から48万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上の改正は、平成28年4月1日から施行いたしまして、平成28年度以降の年度分について適用されるものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

ただいまの町長の提案理由の説明の中で、法律ではなくて政令だというふうな話を今伺ったんですけれども、政令であれば、この52万円を54万円に改めるという政令に従わなくても、町の裁量権の中で現状の金額でとどめることもできるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○**税務住民課長（石井正信君）** そのような形もできるかとは思いますが、町といたしましては、国民健康保険、大変厳しい中でやっております、そのような状況を踏まえた中で、町の国民健康保険運営協議会に諮問いたしましてご承認いただいたというような経緯がございますので、何とぞご理解いただきたいと存じます。

○**議長（月岡清孝君）** 9番、大岩芳治君。

○**9番（大岩芳治君）** 今の答弁なんですけれども、それでは、あくまでも、これに従わなくてもいいという判断の中だけども、町の健康保険組合が財政が厳しいのでというような理由づけの中で上げさせてほしいという、そういう理由づけでしょうか。

○**議長（月岡清孝君）** 石井課長、お願いします。

○**税務住民課長（石井正信君）** そういうことでございます。

○**議長（月岡清孝君）** 3番、池沢俊雄君。

○**3番（池沢俊雄君）** 3番、池沢でございます。

ちょっと、今の大岩議員とも似たようになってしまうんですけれども、52万円から54万円に限度額を2万円上げるということでございますけれども、これは平成27年度に、この最高限度額に達している世帯が何世帯あったのか。そうしますと、2万円上げることになりますので、約何百万円とか何十万円とか、そういう額が恐らく表れてくると思うんですけれども、何世帯あったのかお聞きします。

それと、国民健康保険税条例を上げるとなると、やはり前年度からの繰越金を想定していると思うんですけれども、前年度からの繰越金想定はどのぐらいを見ているのかお聞きいたします。

○**議長（月岡清孝君）** 答弁願います。

石井税務住民課長。

○**税務住民課長（石井正信君）** 29年度の9月末のデータでございますけれども、限度額……

[発言する者あり]

○**税務住民課長（石井正信君）** いや、この条例改正でどのくらい町にとって影響があるかというふうなものをシミュレーションしました。その資料を、今持って、手元にあるんですが、そのデータは去年の9月末のデータを使用させていただいたということでご理解いただきたいと思うんですが、限度額を超える者が25人です。

[「25世帯」と呼ぶ者あり]

○税務住民課長（石井正信君） そうですね。

今のは医療に関する部分。

支援、後期高齢者のほうの支援に関するものについては29人、それから介護が6人というような状況になっております。それぞれ、限度額の基準となる数値が違ってきますので、そのような状況でございます。

ちなみに、今回の条例の改正でどのくらいの影響が出るかということでシミュレーションした結果でございますけれども、医療のほうで申し上げますと7割、5割、2割の軽減の合計、軽減される方が増えますので、町にとって27万円ほど減収になりますということでございます。限度額のほうが47万円ほど増額になるということで、この部分で年間差し引き、おおむね20万円のほどの収入の増というふうな形でシミュレーションしております。これは医療の部分だけでございますけれども。あと同様に、支援金、介護もございますけれども、支援金につきましては42万円ほど、それから介護につきましては逆に3万円ほど少なくなるというようなことでシミュレーションをいたしております。

繰越金につきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんので、大変恐縮ですけれども、後ほどということよろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） わかりました。

もう一度確認しますけれども、この上限世帯が25世帯ほど、長柄町にあるということよろしいですね。ここだけもう一度。

○議長（月岡清孝君） 石井住民課長、お願いします。

○税務住民課長（石井正信君） 再度申し上げますけれども、27年度の9月末データでございますと25という数字になります。これは医療の部分だけでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） いいです。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

私が聞くのも大変申し訳ないんですけれども、今回52万円から54万円ということで、長柄町の人口推移を見ても、どんどん高齢者社会の時代に入ってくるんじゃないかなということで、賃金が上がることによって、当然所得が増えればこんないいことはないんですけれども、

これがまた来年になりましてシミュレーションしましたら、なかなか追いついていかないんだと、平成30年に今の税制改正から保険料に一元化されるというお話も進んでおりますけれども、一元化されてしまえば、一定の千葉県の統一した金額が出てくると思います。しかし、それまでは来年また56万円ですよ、58万円ですよというようなことがないとも限らないんですね。今の人口推移、高齢者を見ますと。その辺含めて、町はどのように思っておりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 高齢化が進むということで、当然、医療費がかかるという方向に向いているというふうには考えております。

平成30年度につきまして、千葉県内全市町村、後期高齢者のように広域化になるというふうなことをございます。広域化になるというものの第一の要件につきましては、県がそういう財政的なものの責任を持つというふうなことになっております。当面、30年度になれば、極端に各市町村の保険税の差異が出てくるとは思いませんけれども、30年度広域化になる前に、また2万円、3万円という形で、国のほうでそういうような形で、法が、施行令が変更になるというふうなことになろうかとは思いますが、その際にはまた、なるべく住民の負担を少なくするというのは当然でございますけれども、国保会計も現状厳しい中でございますので、国民健康保険運営協議会等によくよく諮問しながら、運営に努めていきたいというふうと考えております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

3月の予算審議でもお話ししたと思いますが、保険料54万円に上がる、これはやむを得ないところはあると思います。各市町村の状況はそれぞれ、全く違う状況なところでもありますけれども、そのために3月のときにお話ししたのは、保険料の負担がかからないような町づくりをしてほしいんだと。だから、長柄町の保険者の努力による支援制度というのが始まるから、特定健診についても、皆さんで参加しましょう。病気にならないようにしましょう。病院に行かないようにしましょう。保険料を上げないようにしましょうというお話をしたかと思えます。

ですから、全て、確かに千葉県では長柄町、国保徴収率第1位です。すばらしいことです。ただ、1位であってもやはり健康増進のほうにも力を入れていかないと、この金額というのがまた増える可能性がありますので、十分、この制度の中身を認識しながら仕事のほうを進

めていただきたいなというように思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） そのほか質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、本年第1回定例会にてご承認いただき、平成28年4月1日から施行とされた固定資産評価審査委員会の条例の一部改正の附則第2項に規定される適用区分についての改正であります。

平成28年3月31日付で本条例の一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

附属資料3の新旧対照表でご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

このたびの一部改正は、平成28年条例第4号の一部改正条例の附則の改正になります。現行条例は、行政不服審査法が平成27年11月26日に公布されたことに伴い改正されたものですが、第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は平成28年度以降に適用させ、平成27年度までのものは従前の例によるとしたものですが、これを平成27年度以前のものであっても固定資産区画台帳の登録の修正、賦課額の更正、修正があり、平成28年4月1日以降に公示等された場合は、新規条例に適用させることにしたものとさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、公益的法人等への一般職地方公務員の派遣に関する法律の規定に基づき、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に、専ら従事させるために職員を派遣する制度を整備するものであります。

公益的法人の業務の円滑な実施の確保を通して、地域の振興、住民の生活の向上及び町の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とします。

なお、本町における派遣団体は町社会福祉協議会であります。

なお、詳細につきましては総務課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

条例案の条文ごとにご説明申し上げます。

第1条につきましては、趣旨でございます。広域的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、必要な事項を定めることを規定したものでございます。

第2条につきましては、職員の派遣の規定でございます。

第1項では、派遣先の規定でございます。その業務の全部または一部が町の事務、または事業と密接な関連を有するものであり、かつ町がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるということを規定してございます。

第2項でございます。第2項は、派遣できない職員の規定でございます。第1号から第5号まででございます。臨時的職員、非常勤職員、条件つき職員、期限を延長された定年後の職員、休職、停職になっている職員等でございます。

第3項では、派遣条件を条例で定める事項について規定したものでございます。第1号は福利厚生に関する事項、第2号につきましては業務の従事の状態の連絡についての規定でございます。

第3条につきましては、派遣職員の職務への復帰に関する規定でございます。復帰する場合、第1号から第7号までございまして、第1号が派遣先の役職員の地位を失った場合、第2号では職員派遣が法律またはこの条例に適合しなくなった場合、第3号は派遣の取り決めに反することとなった場合、第4号では分限免職、休職等の場合、第5号では生死不明、所在不明となった場合、第6号では懲戒処分に該当した場合、第7号はその他必要と認める場合でございます。

第4条は、派遣職員の給与の規定でございます。法律に基づき、給与、手当の100分の100以内を支給できる規定でございます。

第5条は、復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例でございます。復帰時の勤労手当について、派遣先の勤務について公務とみなす規定でございます。

第6条は、派遣職員の復帰時における処遇の規定でございます。他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる規定でございます。

第7条は、復帰した職員の処遇等の状況報告、状況等の報告をする規定でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

長柄町の公益的法人等の名称の定義ですか、定義はどういうものを指すのか。それで、長柄町にどういう団体があるのか、今、長柄町で社会福祉協議会1団体というふうに言われましたけれども、そのほかに公益社会法人等が存在するのか。また、現在この適用対象になっている職員の派遣が、何人ぐらいいるのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答え申し上げます。

まず、1点目の公益的法人、長柄町における公益的法人等でございますが、長柄町公益的法人等への職員の派遣等に関する規則において、職員を派遣することができる団体として、社会福祉法人長柄町社会福祉協議会と規定する予定でございます。1団体でございます。

それから、派遣職員は事務局長1名でございます。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡ですけれども、この社会福祉協議会のほうは別に給料表を定めているのでしょうか。わからないでしょうか。要するに、役場の給料表とは別に、社会福祉協議会の給料表を定めているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 答弁申し上げます。

本案を承認いただきました後、速やかに社会福祉協議会と派遣に関する協定を締結する予定でございます。

そして、給料につきましては町の負担でございます。

〔「給料表、給料表も」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） 給料表につきましては町とは別でございますけれども、町の給料表に準じて、言えば、同じと申し上げてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 社会福祉協議会の給料表じゃなくて、町の給料表に基づいて支払っている、出向している人については支払っているということですよ。ならば、復帰、第6条ですけれども、帰ってきたときの調整というのはいないんじゃないですか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 条例につきましては、給与の規定がされていることございまして、各個別の協定の中で給料、手当の負担は個別に定めることができます。長柄町が社会福祉協議会に派遣している内容につきましては、全て町が負担というようなことございまして、

ですので、今のご質問ですと、社会福祉協議会の場合は必要ないということによろしいかと思えます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 派遣先が公益法人1団体ということで、社会福祉協議会ということで、社会福祉協議会においては調整は必要ないということであれば、この第6条は適用しないですよ。あくまでも、この公益法人対象の条例が、相手が社会福祉協議会1団体だと、それで、役場の給料表に準じてやるんだと。だったら、調整、第6条の分、適用しないような気がするんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 私の説明がちょっと足らなかったかもしれませんが、本条例につきましては法律に基づいて定めるものでございまして、この第6条につきましては、調整を行うことができるということで、これは法律に基づくものでございますので、社会福祉協議会に関しては特段の調整は必要ない状況でございますけれども、必要な条文であると。以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。失礼いたしました。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第2号 長柄町企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 企業立地促進条例の制定について、提案理由のご説明を

申し上げます。

本案は、長柄町における事業所の新設及び増設を積極的に奨励し、奨励措置を講ずることにより、新規企業の誘致及び既存企業の事業規模拡大の促進を図ることにより、長柄町の産業経済の振興と就業機会の拡大を図ることを目的とするものであります。

なお、詳細につきましては企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第2号 企業立地促進条例の制定について、補足説明を申し上げます。

目的につきましては、先ほど町長から説明したとおりでございます。

対象といたしましては、大きなものといたしまして、1つ目は、町内に新たに事業所を設置するもの及び町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大するもの。2つ目として、固定資産のうち土地と家屋とし、償却資産は対象としていないこと、また、家屋にあわせて土地も奨励対象とする場合には、操業開始日前3年以内に取得した土地に限るものとする。3つ目といたしまして、取得合計額が3,000万円以上であることが挙げられます。

なお、奨励金の交付は固定資産税相当額の100分の90に相当する額を3年間交付することとしております。これによりまして、町外から新たな企業の立地、誘致、加えて町内企業の事業の拡大や新たな投資などを誘導し、町の活性化、雇用の拡大につなげることを目的として、新規条例として提案をさせていただくものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

ちょっと質問させていただきます。

第2条の第1項第4号でございますけれども、説明会では1年ということが、これは3年に変更になったわけでございますけれども、3年あればほとんどのやつは可能かなというふうには思いますけれども、しかしながら、この土地、固定資産は、家屋と土地なんですけれども、土地の（操業開始日前3年以内に取得した土地に限る）ということでございますけれども、

ども、これは土地というものは、その1筆を買って工場用地とかそういうものにはなかなかできない現状がございます。大規模な企業ですと何百筆というものを取得することが多々あると思いますけれども、その何百筆の中に山林、農地などが含まれていた場合、山林については、すぐ所有権移転登記は可能でございますけれども、農地については農地法等が絡みます。農振法も絡むとかなり期間を要するようなことがございますけれども、この操業開始前3年以内というのは、最初の取得日、例えば、今例を言いました山林の場合は買ったらすぐ登記ができますけれども、農地の場合はなかなかそういうことはできません。

そうしますと、取得、山林の取得日と農地の取得日というのが、当然これ時期の相違が出てくると思います。その場合に、どちらを3年以内、一番最初から3年以内なのか、一番最後に所有した土地から3年とカウントするのか、まずそこを第1点お聞きしたいと思います。

それと、3年ということがございますけれども、大規模な企業ですとこれ以外のケースも若干考えられると思いますけれども、もうちょっとこれ、第4号は弾力的な条項があってもよさそうな感じがしますけれども、その辺、執行部のほうはどうお考えですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問、1点目の3年ということで、最初の取得が山林、農地ということで、早かったり遅かったりがあった場合、どちらかというようなことだと思いますけれども、これにつきましては、今、最後のほうで弾力的、また別のことでしようけれども、弾力的とありましたけれども、できることであれば、企業さん側のほうの立場に立って、後ろのほうでとかそういうことも考えられるところなんです、現段階としては、用地の取得ということが明確になった段階でということに考えざるを得ないのかなというふうに私は認識しておりまして、この条例でもそのような適用をさせたいというふうに、現在考えているところでございます。その差異が、農地の場合には仮登記だとかそういうこともありますけれども、所有権移転等が行われたときということで考えることにもなるかと思えます。

それから、今、弾力的というようなことについて、よく言う、町長が特に認めた場合等の条文を用意したらどうだというような趣旨かと思えます。

経済産業省のほうで出ております工業立地動向調査というのがございまして、今回この条例をつくるのに当たりましていろいろと調べている中で、その平成26年度の資料によりますと、約99%の企業が用地取得から3年以内に操業開始まで至っているというようなデータが

上がっております。また、10万平米以上規模の用地を要する企業でも、92%が3カ年で操業開始となっているというようなことをございます。それらを根拠といたしまして、3年の要件というふうに改めさせていただいたものです。

条例案の作成の段階で、議員の言われる、弾力的なという部分について検討させていただいたところなんですけれども、メリットとしては、ご心配いただいている、指摘されている特殊なケースというものにも対応できるということで、いわゆる条例として万能型になるという運用のしやすさがある反面、ちょっと適切かどうかわかりませんが、何でもありだというふうなことに読み取れてしまってもいけないというようなことと、条例としての立法趣旨等も薄れることが懸念されるということもありましたので、今回あえて町長が云々というところは採用しないということで、ご提案させていただいたという経緯がございます。

なお、今後、運用していく中で、そのような大規模な、または特殊なケースが発生することが企業さんなどとの事前の相談とか協議の段階でわかった際には、直近の議会のほうに、本議会のほうに改正案などを提出させていただきまして、立地支援に万全を期すという考え方でございますので、何とぞご理解を賜りたく存じます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 一番最初の質問の、土地の取得3年以内が最初か最後かということで申し上げましたけれども、もうあくまでも、これは取得して3年以内の土地については、報奨金ですか、奨励金ですか、奨励金の対象にするということで、あと3年過ぎて、例えば計画用地が、大きく言って50町歩ですと、50町歩の土地が計画用地ですから、それらが取得できなければ、企業は開発等のゴーサインを出しませんよね、そうすると、当然この3年というのが大きな開発になると、3年というのが非常にネックになるんじゃないかというふうに、私の経験上考えられますから、もうちょっとその辺を、せつかくこの条例をつくって企業立地を促進するというございますので、もうちょっとその辺、弾力的に町長が運用できるようなことも考えておいたほうがいいかなというふうに私は思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今のご意見を踏まえまして、先ほど答弁させていただきました大規模かつ特殊な例というようなことの事案の際に、きちつと適応、対応できるようにと、今後またこの条例を改めつつ、万全の企業立地という考え方で努めてまいりた

いと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） じゃ、そのようにひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

それでは、奨励金の交付という文言についてお伺いたします。

一般的に聞いているのは、私は、固定資産税の減免ということで企業誘致を奨励しているところが多いかと思うんですけれども、長柄町は、奨励金の交付ですから、一回固定資産税を徴収した後に100分の90を返金すると、こういう形をとるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 減免と交付によって、交付に差異が、どのような問題が出てくるのかですが、一般的には減免という形をとるんじゃないかと私は思うんですけれども、例えば1,000万円もらって、また900万円を交付するんじゃないかと、一般的には、茂原市もあれですけども、減免という形が多いと思うんですけれども、その違いはどこにあるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今回、県内の自治体等の、既にもう設置されているところも含めまして、いろいろ調べた上で、望ましい、長柄町なりの望ましい形ということで、今回、奨励金という形で一度納めていただいたものの翌年になると思いますけれども、翌年に、その額の90%を奨励金としてお支払いするという形をとらせてもらいました。

おっしゃっているとおり、中には減免という形をやっているところもございますけれども、多くはこの一度納めていただいた後に措置をするという形ということでございましたので、本町も一度、税ですので納めていただいて、その後に奨励として翌年にお返しするという形で考えております。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

第2条第1項の第6号の増設ということの中に、事業規模を拡張するという文言があるんですが、この捉え方が非常に曖昧であろうという気がします。

一つの例として、事業規模といいますけれども、その職種によっていろいろな見方があるかもしれませんけれども、例えば既に事業所が展開しているという中で、事業規模を拡張するという、その事業規模の拡張の度合いというんですかね、そういう問題も一つあるかもしれませんけれども、例えば事業規模を拡張するんだと、その拡張するということの根拠性はどうのような形になるかわかりませんが、それを確認できたとして、ただしそれがために、増設じゃなくて既にあるものを取り壊して、そして増改築というんですかね、そういう事例もあるかもしれません。そうすると、これの意味するところは非常に曖昧になってしまうというような気がするんですね。

ひょっとしたら、ほかの事例でもっと問題になる部分があるような気がしますけれども、この辺をどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご質問の拡張という言葉の持つ意味というところと、建て直し等に、その辺がどういうふうに関連するかと考えているかというご質問だと思いますけれども、拡張ということになりますと、敷地を広げてとかいうことが想像つくところなんですけれども、ご質問の趣旨という形にもなるかと思いますが、同一敷地内における事業の拡大とか、そういうことも当然、この中には含まれるという認識でおります。

また、今ある施設を壊して新たなものに建て替えて、また事業を新たに展開していくということについても該当するものというふうに認識しております。現在のところは認識しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） そうしますと、ちょっと確認しておきますけれども、例えば100坪の建物があると。敷地はそのままで100坪の建物があると。この事業規模を拡張するために110坪に建物をしたいと、ただしその110坪にするには全面的な改築が必要だというふうになった場合に、10坪分の部分が該当するののか、110坪分が該当するののか、その辺をきちっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） あくまで固定資産税の税の増える分ということになりますので、今の例でございました場合は10坪分ということになろうかと思えます。

○6番（山根義弘君） 了解です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町企業立地促進条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第3号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第202条の3の規定に基づき、その担任事項について調停、審査、審議または調査等を行う機関で、これまで条例の規定がなかった機関及び新規に定める機関について一括して整備しようとするものであります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論がないので討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいま議決いただきました長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例に規定する附属機関にかかわる報酬及びその他の規則及び規定等で設置された委員等にかかわる報酬について整備するものであります。

詳細につきましては総務課長のほうから補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、別表の改正であります。

提案理由にありましており、今回、附属機関として条例化したもの及びその他非常勤特別職として新たに規定したものであります。

今回は、地方自治法に抵触するおそれがあることから、附属機関の条例化を優先させていただきました。そのため、年度途中の改正となりましたことから、既に附属機関として条例化されている附属機関の報酬額については、現行のまま据え置きということでございます。

また、今回報償費から報酬に変更するものにつきましては、現行の報償費の予算額を基本に、会長、委員長等を月額5,500円、委員を月額5,000円と定めようとするものでございます。

なお、新規のものとして、生涯活躍のまち推進協議会、それから鳥獣被害対策実施隊、この2つが新規でございます。鳥獣被害対策実施隊員につきましては、睦沢、長南、長柄3町の協議により、この分については月額3,000円でございます。

今回、この報酬額について、まちまちになってございますけれども、報酬額につきましては、平成29年度に向けまして精査の上、調整する予定でございまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

この第4号議案についてのちょっとわからないところを3点ほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、この附属機関にばらつきがあるように感じます。7,600円、7,200円、5,500円、5,000円という形の金額が、報酬が記載されておりますが、まず1点目、この金額に当たっての近隣の市町村の最高報酬額の市町村、金額は幾らなのか。そして、最低の市町村の金額と市町村はどこなのか。

2点目、長柄町の隣接するところは、とりあえず茂原市と長南町であります。この隣接する町の財源規模を考えますと、長南町さん、長南町さんのこの報酬額は幾らになっているかお聞きしたいと思います。

そして最後に、7,600円と7,200円のこの報酬額、この根拠を示してほしいと思います。

3つのほうをひとつよろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 答弁申し上げます。

まず、報酬額のばらつきにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、年度途中ということで、暫定的、経過措置ということでご理解賜ればと思います。

それで、近隣の状況ということでございます。長生郡内市町村で最高額は白子町で、委員長、委員とを問わず日額8,800円でございます。それから、最低額につきましては一宮町でございます、一宮町については半日額という規定をされています。委員長が半日額4,000円、委員が半日額3,500円でございます。お隣の長南町につきましては、委員長5,700円、委員が5,200円でございます。

また、現行の7,600円、7,200円の根拠でございますけれども、これにつきましては、平成18年度に実施しました行政改革の際に、基本的には年額の報酬を原則日額に改める、また、委員会等の統廃合による経費の削減等を主に図りました。その際に、日額で定める報酬額について統一化を図ったものでございます。

金額につきましては、当時、管内の市町村の報酬額を参考に、また、本町におきましてもそれぞれの委員会ごとに報酬額がまちまちであったということございまして、それらも同一の報酬額にしようというような趣旨でございました。おおむね、長柄町の中で見ると、この額よりも高い報酬額もありましたし、低い報酬額もありました。若干、平均でいうと下げた感じでございます。あわせて、郡内の報酬額を参考にしながら定めたものであると記憶してございます。

なお、この7,600円、7,200円については当時の茂原市の報酬額と同じ金額となっております。以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

最後に、茂原市と同じ金額であったということでありまして、お隣の茂原市につきましては、この金額について大変検討し、時間をかけてすり合わせてきたんですが、それでもその金額を上げずに減額をしまいいりました。今現在6,000円台だと思います。茂原市は財政規模も人口も当然違っておりますけれども、お隣の長南町の委員の附属機関の報酬と比較いたしましても、最高の白子町の8,800円という金額と、一宮町の金額が余りにも開き過ぎているのではないかと。

やはり、根拠となる7市町村が同じような金額をスタートしていれば、これは当然ながらのことなんですけれども、お隣の長南町の財政規模、人口規模、そう変わることはない、長南町さんが5,700円に対して5,200円ということであれば、長柄町は財政豊かなんですか。緑は豊かだと思います。でも、本当に財政豊かであれば報酬は上げてよろしいと思いますが、財政規模を計算する上では、同じ状態ではないかなというように思います。これはやはり、近隣との公平性が町民への重大なる透明性ある責任、説明責任じゃないかなというように感じております。

どうですか、その辺、お願いではありませんので、そういうことが非常に感じられておりますので、私の考え方をお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡ですけれども、鳥獣被害対策実施隊なんですけれども、以前、私は一般質問のとき、この3,000円というのはちょっと低いんじゃないかというお話をしたと思うんですけれども、そのとき答弁といたしまして、睦沢、長南、長柄3町で決まっている金額であるからというお話を、説明を受けたんですけれども、今回、この費用弁償等の見直し、制定するに当たって、睦沢、長南、3町で3,000円について話し合って、なおかつまた3,000円と決めたものなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

改めた形で調整はとっておりませんが、本年度、予算を策定するに当たりまして、事前にその予算段階において調整されているという認識の中で行ってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 若菜課長の説明で……

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

先ほど、第3号議案のほうで承認された各附属機関18機関あるわけなんですけれども、ちよっ

とチェックさせていただきましたところ、その18機関が、今回、議案第4号の別表のほうに全部入ってきていないわけですね。抜けているのが、老人ホーム入所判定委員会。これがこっちに載っていないんですが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

老人ホーム入所判定委員会につきましては、地方自治法第202条の3に規定された附属機関に当たるということで、ここに規定させていただきました。

現在、老人ホーム入所判定委員会につきましては、長生郡市内共同で判定委員会を設置してございますので、長柄町は委員は担当課長という現状でございまして、報酬の規定はないというようなことでご理解賜ればと存じます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） その老人ホーム入所判定委員会、郡市持ち回りでやっているという中で、これが長柄町、いわゆる当番になった場合に、その報酬を用意しなければいけないという形になってくるというように聞いておるんですが、ここに載っていないということになりますと、その報酬を対価として支払いができないという形になってくるわけですが、その辺はどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 入所判定委員会につきましては医師等外部委員もおるわけですが、これらについて現在、長生郡内では報償費で支払っている状況でございます。これらについて、報酬の定めをするには郡内の調整が必要と思われまますので、今回の第4号議案には載せてございませんということでご理解賜ればと存じます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

○6番（山根義弘君） はい。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ございますか。

1番、川嶋朗敬君、反対討論という形でよろしいでしょうか。

○1番（川嶋朗敬君） はい。

私は、この第4号議案については反対をいたします。

反対する理由につきましては、皆さんもご存じのとおり、平成16年から平成18年まで三位一体改革が行われてまいりました。その中で各自治体は、財源をどう切り詰めるか、どのような運営をしていくか、知恵を出し、最小限で最大限の効果を上げようとしてきたのではないのでしょうか。そのために、行政評価という取り組みを、毎年毎年プロジェクトを組んで財政運営に取り組んできた中であると、町としても、私は信じております。

金額を見ますと、7,600円、7,200円という金額であります。産業課の労働労賃を見ましても、稲刈り田んぼでも7,600円なんです。8時間働いてこの金額なんです。半日額というような金額方法もありますが、私としてみれば、この今回の報酬の費用弁済の削減を、やはり5,500円、この長南町程度に引き下げていただきたいというのが私の考え方でございます。

そして、この6月の定例議会に上程されるまで幾度もチャンスがあったのではないかとこのように感じております。これはまさしく事実であります。私も元公務員でありますので、この臨時議会が起こせなかったというのも、町民の代表の議員としても大変責任を感じております。やはり減額して財政健全化をすることが、何よりもこの町にとって必要不可欠であるということを感じております。これこそが職員の意識改革であり、行政改革につながると信じております。

ぜひ、遡及をすることが私は望ましいと判断をしております。なぜならば、全てが税金であるということをおぼえていないために、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

そもそも、この議案第4号、これのきっかけというのは議案第3号、ここから当初来ているわけでございます。その中で、執行部のほうからも再三説明があったとおり、違法行為になるということから急遽第3号議案を上げてきたと、その延長の中で第4号という部分が出てきたという側面も一つございます。

その中でさらに、この報酬の額については、年度もう既に入ってしまったというようなことから、今までのその報償費をその報酬にかえた形の中で、今年度、これでとりあえずやっていきたいと。そして来年度については、これの見直しをしていきたいということで、

先ほど担当課長のほうからもお話がありました。よろしくお願ひしますというようなことがありました。そういうような形の中で、そういう来年度という部分が期待できるということであれば、私はこれでよろしいのかというふうに考えます。

そういうことで、賛成という立場で討論をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第5号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本町の防災行政無線設備は、平成4年度に供用を開始して以来24年が経過し、著しく老朽化が進んでいるところであります。

このことから、町の実施計画に基づき、アナログ方式からデジタル方式への転換を図るため、平成22年度より事業を推進しているところであります。

本件は、3月議会定例会において承認されました予算に基づきまして、防災行政無線戸別受信機の整備を実施するものであります。

それでは、財産の取得についての主な内容、目的についてご説明を申し上げます。

まず、取得する財産及び数量でございますが、防災行政無線戸別受信機、パナソニックシ

ステムワークス社製、購入台数は3,000台でございます。

次に、取得目的でございますが、防災行政無線設備を現行のアナログ方式からデジタル方式へ転換し、非常緊急事態における情報伝達及び広報活動等の円滑化を図るものであります。

なお、戸別受信機は希望する世帯へ無償貸与しようとするものであります。

取得の方法及び取得の予定金額でございますが、随意契約による購入であり、総額で9,900万円であります。

最後に、契約の相手方でございますが、千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社で、去る5月20日に仮契約を締結したところであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 4番、三枝でございます。

今、町長のほうから説明がありましたこのアナログの件ですけれども、これは希望世帯と言いますけれども、希望しないと今まで使っているアナログのものとは交換しないと、そういうことなんですか。世帯数に配るんじゃないくて、今、希望する世帯とおっしゃいましたですね。それはどうなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

希望する世帯に全て対応するという趣旨でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 私が聞きたいのは、今アナログを持っている世帯の方が全部希望するとか、そういうあれであるのか。もしですよ、その中に希望しない者がおったら除外するのか。本来であれば、町民の皆様ですので、世帯数、家族持っているわけですね。そのお宅に配るのが普通だと思うんですね。例えば、広報とか何かは全部そういうパターンでやっていますよね。そういうパターンの考え方と違うんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 戸別受信機につきましては、希望する世帯には全て対応するとい

うことで、例を申し上げますと、世帯はあるけれども高齢者の世帯で入院している、あるいは耳が不自由で防災無線があっても聞こえない、そういった場合に必要ないよという方については、高価な物品でございますので、必要ないところには配付はしないという趣旨でございます。また、必要になった場合には、随時、希望があれば対応するというところでございますので、ご理解賜ればと存じます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今の件で理解しました。

それでは、例えば私のうちなんですけれども、私とせがれと二世帯の暮らしをしておるんですけれども、こういう場合は一世帯一世帯で希望すればいただけるというわけなんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ここは、今月の自治会長さんの配付物の際に、各世帯の希望調査票をお願いする予定でございます。その中で、二世帯住宅、あるいは同一敷地内でも二世帯ある場合については、2台までに限り対応できるというようなことで考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 大丈夫です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

今、三枝議員のほうから各家庭のことを言いましたけれども、私からは、これは各事業所から希望があった場合、この戸別受信機を配付するのかどうかというのがまず一点。

それと、財産でございますので、これは財産台帳のほうに今度は登載しなくてはいけないということになると思いますけれども、この3,000台の財産台帳を管理するのはかなり骨が折れるんじゃないかというふうに考えますけれども、その管理関係をどういうふうな形を考えているのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） まず、1点目の事業所への貸与でございますけれども、これについても当然必要な部分だと思います。これについては戸別対応ということで考えております。

それから、財産台帳ですけれども、各世帯からの申請書、これを整理して財産台帳とするようなふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 各家庭等から申請があつて貸与するものでございますけれども、実際に財産になると決算の台帳にも載ってきますよね。そうすると、1年目ぐらいは、例えば2,900台配れば2,900台がそのままになると思うんですけれども、これが5年とか過ぎると、相当その2,900台、実際保有されているのかどうかという調査をしなくてはいけないというようなことが、監査委員の方がこれ調査するんですか、そういうところまで。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 財産として3,000台管理するのは管理してまいるわけですが、これについては各世帯で適正に管理していただきたいということで、そういった啓発、注意喚起は毎年行っていきたいと思っています。

ただ、現実的に3,000台を毎年検査ができるかという、そこまでは今のところ想定はしていません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） このものを管理していくには、すごく大変なことだと思いますから、まず財産が途中でわからなくなってしまうとかそういうことのないように、財産台帳、管理台帳のほうをきちっと、今までのアナログ時代のやつを見ますとやはり、無償ですと雑に扱われるというのが今までの関係でありましたので、今度は新規になりますから、雑に扱われないように、申請者の方をお願いをしていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

この契約について、3,000台一括購入じゃなくて、私は、何台必要なのかといたら、出来高契約でよろしいんじゃないかというふうに思うんです。というのは、随意契約による購入ですので、例えば2,800台なら2,800台、また追加が出たら一、二台購入すると、そういう

ような契約が望ましいんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 答弁申し上げます。

本件につきましては緊急防災事業ということで、交付税措置のある起債事業として実施しますので、今年度限りということになりますので、あらかじめ3,000台をストックしておくということでご理解いただければと存じます。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質問がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時01分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第6号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第1

号)、議案第7号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 議案第6号 平成28年度長柄町一般会計補正予算(第1号)、議案第7号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。269万1,000円を増額し、補正後の予算総額を39億9,369万1,000円とするものであります。

今回の主な補正予算は、夏季に予定しています小中学校空調整備事業に伴う国の学校施設環境改善交付金が交付されなくなったことによる歳入財源配分の振り替え、議案として上程されている長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定による委員会の報酬の調整を会計全般にわたり行うものであります。

歳入につきましては、国庫支出金の減に伴い、歳入財源振り替えを行い、公共施設等基金繰り入れ、町債を増額し、小中学校空調整備事業に充当いたします。

なお、歳出では、28年度より民間事業者に委託しておりますふるさと納税委託費の増、主な補正予算で申し上げました長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定による委員会の報酬の調整を会計全般にわたり行うものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の制定についての増額によるもので、補正額は1,000円の増額で、補正後の予算総額は7億880万1,000円となるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(月岡清孝君) 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) それでは、議案第6号 一般会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

早速ですが、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

まず、歳出の内容から申し上げますが、先ほどの議案第3号 附属機関設置等に関する条例の制定によります各委員会等の報償から報酬への節替えにつきましては、説明のほうを省

かせていただきます。

まず、2款1項4目財政管理費、8節報償費の80万円の増、13節委託料155万4,000円の増、14節使用料1万8,000円の増は、ふるさと納税額の増に伴う返礼品等の増のためのものがございます。

7目企画費、1節報酬36万3,000円のうち32万2,000円の増は、新たに立ち上げます生涯活躍のまち推進協議会委員報酬の増でございます。これは、地方創生加速化交付金によります、いわゆるCCRC事業を今年度から進めるに当たりまして、交付金採択要件にうたわれる事業を実効的かつ継続的に推進する主体として、関係する千葉大学、リソル生命の森、3つの医療機関及び長柄町による協議会を設置するもので、年4回の開催を予定するものがございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3款1項7目介護保険費、28節繰出金の1,000円は特別会計への繰り出し分です。この後、介護保険特別会計のほうで説明となります。

18ページ、19ページをお願いいたします。

9款1項2目小学校費、同じく3目中学校費につきましては、先ほど町長からの提案理由の中でもございましたが、今年度発注予定の小中学校の空調整備事業につきましては、当初見込んでいた国の学校施設環境改善交付金が交付されなくなったことによる財源配分の振り替えでございます。

国庫支出金の減に伴い、歳入財源振り替えを行い、公共施設等基金の繰り入れ及び町債を増額し、小中学校空調整備事業に充当いたします。

次に、これらの歳出に伴う歳入についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

14款2項2目4節の学校施設環境改善交付金の4,981万8,000円の減は、先ほど説明の国の交付金の減によるもの。それに伴いまして、その下段、18款1項2目1節公共施設整備等基金繰入金1,241万8,000円の増、及び最下段の21款1項5目1節教育債、学校教育施設等整備事業債の3,740万円の増となっております。これらの財源の振り替え以外で不足するものにつきましては、19款1項1目1節前年度繰越金269万1,000円を充てるものがございます。

次に、議案第7号 介護保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

こちらは、先ほどの一般会計と同じく、附属機関の条例の制定によりまして、介護保険運営協議会の報償から報酬への節替えでございます。

歳出といたしまして、10ページ、11ページにそれに伴う委員長報酬の1,000円の増、歳入として8ページ、9ページ、同じく1,000円の計上となっております。こちらは一般会計からの繰り入れを充てるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 鶴岡ですけれども、一般会計予算のほうの13ページ、ふるさと納税でございますけれども、返礼品が増えたからということで80万円の補正を組んでございますけれども、当初予算の25万円、この2カ月で返礼品、大体使う見込みというか、支出してしまったんでしょうか。

返礼品は50%ぐらいと聞いておりますけれども、要はふるさと納税がもうこの2カ月で50万円近くの納税があったということでしょうか。なおかつ80万円また補正で見たということは、この先、160万円のふるさと納税を見込んでいるということでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 細かい数字的なことはまた別といたしまして、議員のご質問の納税額増えているのかという部分につきましては、5月31日現在ということで141万円ということ、このさとふるというポータルサイトの分でございますけれども、というふうに把握しております。ということで、非常に伸びているという状況です。

委託料等につきましては、その分の今後の見込み、約5倍ぐらいいくんではないかなということで、今回その不足分の額を計上しているものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） たしか、3カ年の実施計画では、ふるさと納税100万円で計上されておりますけれども、現在で141万円と、全体的に50万円の80万円の100……、210万円ですか、倍以上の見込みがあると、大変いいことだと私は考えておりますので、9月、12月もこのような補正が上がるように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質問がないようですので、こちらで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、発議案第1号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、提出者であります三枝新一君より趣旨説明を求めます。

4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 4番、三枝新一でございます。

発議案第1号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、長柄町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月9日提出。

提出者、長柄町議会議員、三枝新一。

賛成者、長柄町議会議員、関民之輔、同じく星野一成、同じく池沢俊雄、同じく鶴岡喜豊。

本件につきましては、組織機構の見直しにより長柄町課設置条例の一部改正に伴う改正で、

課の名称を整備するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 長柄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第11、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案につきましては、紹介議員であります古坂勇人君に趣旨説明を求めます。

7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 7番、古坂勇人です。

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願。

住所ですが、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉連絡会会長、関山邦宏。

紹介、私、古坂です。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

請願事項。平成29（2017）年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出

していただきたくお願い申し上げます。

請願理由。貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23（2011）年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24（2012）年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編成が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、決議の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

続きまして、「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所はまた同じところなのですが、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉連絡会会長、関山邦宏。

同じく、紹介議員、私です。古坂です。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

請願事項。平成29（2017）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに

意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

特に、平成28（2016）年度では、子どもたちの豊かな学びを支援するために、町独自の特別支援教育支援員や外国人英語教員を継続配置するだけでなく長柄小においては特別支援教育支援員を1名増員することや小中学校の普通教室へのエアコンの設置及び長柄小北側校舎と体育館の耐震化等の学校施設整備事業などを予算に盛り込んでいただき、本当にありがとうございました。

さて、教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成29（2017）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、震災からの教育復興支援事業の拡充を十分にはかること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） お疲れさまでした。

この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立多数。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

請願第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立多数。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（月岡清孝君） お諮りいたします。

ただいま古坂勇人君から発議案2件が提出されました。

本日、町長から固定資産評価審査委員会委員の選任について同意1件、契約の締結について議案1件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件、同意1件、議案1件を日程に追加することに決定いたしました。
ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時40分といたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時41分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程とした議案等については、お手元に配付したとおりであります。

◎発議案第2号、発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第3号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、提出者であります古坂勇人君より趣旨説明を求めます。

7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月10日。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

提出者、長柄町議会議員、古坂勇人。

賛成者、長柄町議会議員、本吉敏子、同、神崎好功、同、大岩芳治、同、川嶋朗敬。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

平成28年6月10日。

長柄町議会議長、月岡清孝。

内閣総理大臣、安倍晋三、財務大臣、麻生太郎、文部科学大臣、馳浩、総務大臣、高市早

苗宛てに送らせていただきます。

国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月10日。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

提出者、長柄町議会議員、古坂勇人。

賛成者、長柄町議会議員、本吉敏子、同、神崎好功、同、大岩芳治、同、川嶋朗敬。

国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書。

平成28年6月10日。

長柄町議会議長、月岡清孝。

内閣総理大臣、安倍晋三、財務大臣、麻生太郎、文部科学大臣、馳浩、総務大臣、高市早苗宛て。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議案第3号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

したがって、発議案第3号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承願います。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第2、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それでは、同意第1号を求める前に、私どもの不手際でございまして追加日程となってしまいました、本当に申しわけございませんでした。衷心よりおわび申し上げます。

それでは、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、3名の委員にて任期3年で選任しております。

このうち現職の委員であります山本岩男氏が本年1月17日で任期満了となったことから、引き続き委員に選任したくご提案申し上げるものであります。

山本氏は、町内、地域の状況に広く精通されており、また、人格、識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会の皆様方の同意をお願いするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第3、議案第8号 契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本事業は、長柄小学校の体育館及び北側校舎の耐震補強工事及び各小中学校の普通教室に空調設備を整備するものでございます。

事業の内容につきましては、予算審査特別委員会及び議会説明会において説明させていただいたところでありますが、事業の実施に当たり、去る6月3日に制限付き一般競争入札を執行したところ、1億5,660万円で、千葉県長生郡一宮町東浪見2620番地、東日総業株式会社、代表取締役、篠瀬栄進氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして平成28年長柄町議会第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時52分